

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月25日
【事業年度】	第74期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
【会社名】	株式会社ディスコ
【英訳名】	DISCO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関家 一馬
【本店の所在の場所】	東京都大田区大森北二丁目13番11号
【電話番号】	(03) 4590-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役サポート本部長 田村 隆夫
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区大森北二丁目13番11号
【電話番号】	(03) 4590-1099(IR室直通)
【事務連絡者氏名】	常務取締役サポート本部長 田村 隆夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第70期 平成21年 3 月	第71期 平成22年 3 月	第72期 平成23年 3 月	第73期 平成24年 3 月	第74期 平成25年 3 月
売上高（百万円）	53,108	61,730	99,700	89,241	93,707
経常利益（百万円）	1,460	4,560	17,190	11,237	11,586
当期純利益（百万円）	251	2,470	10,945	7,195	7,473
包括利益（百万円）	-	-	10,079	6,846	9,373
純資産額（百万円）	86,328	88,091	97,633	102,536	110,556
総資産額（百万円）	123,925	124,313	139,240	135,789	155,667
1株当たり純資産額（円）	2,552.54	2,599.69	2,869.12	3,004.10	3,221.91
1株当たり当期純利益金額(円)	7.41	73.51	325.59	213.56	221.75
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	7.40	72.19	308.99	202.99	210.85
自己資本比率（％）	69.2	70.3	69.4	74.5	69.8
自己資本利益率（％）	0.3	2.9	11.9	7.3	7.1
株価収益率（倍）	328.6	78.2	17.4	21.4	24.0
営業活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	4,605	11,017	14,506	6,170	15,305
投資活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	△13,586	△13,950	△5,551	△11,323	△13,779
財務活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	24,363	△15,411	△3,044	△2,218	7,407
現金及び現金同等物の期末残高 （百万円）	33,418	15,247	19,830	12,038	21,544
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕（人）	2,438 〔1,044〕	2,465 〔1,010〕	2,565 〔1,032〕	2,745 〔1,047〕	2,909 〔1,062〕

（注）1．売上高は消費税等抜きで表示しております。

- 2．第73期より潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）を適用しております。

なお、これらの会計基準等を適用したことにより、第72期以前の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に及ぼす影響は軽微であることから、遡及修正は行っておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第70期 平成21年 3 月	第71期 平成22年 3 月	第72期 平成23年 3 月	第73期 平成24年 3 月	第74期 平成25年 3 月
売上高（百万円）	40,458	49,856	84,570	75,274	78,499
経常利益（百万円）	225	3,017	12,773	9,753	9,258
当期純利益又は当期純損失（△） （百万円）	△344	1,677	8,034	6,884	6,255
資本金（百万円）	14,517	14,517	14,517	14,517	14,517
発行済株式総数（千株）	34,004	34,004	34,004	34,004	34,004
純資産額（百万円）	82,124	83,319	90,592	95,411	99,955
総資産額（百万円）	117,449	116,746	127,994	125,248	141,342
1株当たり純資産額（円）	2,431.31	2,461.69	2,666.78	2,802.31	2,929.13
1株当たり配当額 （内1株当たり中間配当額）（円）	20 (10)	20 (10)	65 (25)	48 (29)	56 (40)
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額（△）（円）	△10.15	49.93	238.99	204.35	185.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額（円）	-	49.03	226.81	194.23	176.49
自己資本比率（％）	69.6	70.9	70.2	75.4	69.9
自己資本利益率（％）	-	2.0	9.3	7.5	6.5
株価収益率（倍）	-	115.2	23.8	22.4	28.7
配当性向（％）	-	40.1	27.2	23.5	30.2
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕（人）	1,641 〔914〕	1,661 〔884〕	1,692 〔908〕	1,739 〔918〕	1,839 〔1,004〕

（注）1. 売上高は消費税等抜きで表示しております。

2. 第70期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第70期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第73期より潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）を適用しております。

なお、これらの会計基準等を適用したことにより、第72期以前（第70期を除く）の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に及ぼす影響は軽微であることから、遡及修正は行っておりません。

2【沿革】

年月	事項
昭和12年5月	工業用砥石を製造、販売する目的で第一製砥所(個人営業)を創業。
昭和15年3月	組織を有限会社第一製砥所に変更(設立)。
昭和33年11月	有限会社第一製砥所を株式会社第一製砥所に改組。
昭和44年12月	米国販売拠点として、DISCO ABRASIVE SYSTEMS, INC. (現 DISCO HI-TEC AMERICA, INC.) を設立。 (現 連結子会社)
昭和45年2月	株式会社精密切断研究所(現 株式会社テクニスコ)を設立。(現 連結子会社)
昭和45年9月	精密切断装置を開発、販売を開始。
昭和50年2月	半導体用ダイシングソーを開発、販売を開始。精密ダイヤモンド工具へ進出。
昭和52年4月	「株式会社ディスコ」に商号変更。
昭和54年2月	東南アジア販売拠点としてシンガポール駐在員事務所(現 DISCO HI-TEC(SINGAPORE)PTE LTD)を開 設。(現 連結子会社)
昭和54年9月	欧州販売拠点として、Helmut Seier氏との共同出資によるDISCO SEIER AGをスイスに設立。
昭和55年1月	精密平面研削装置を開発、販売を開始。
昭和57年3月	DISCO DEUTSCHLAND GmbH (現 DISCO HI-TEC EUROPE GmbH) を設立。(現 連結子会社)
昭和58年1月	株式会社ディスコ技研(後の株式会社ディスコ エンジニアリング サービス)設立。
昭和58年12月	本社を東京都大田区に移転し、隣接地に研究開発拠点として本社工場を新設。
昭和59年3月	産業用ダイヤモンド工具へ進出。
昭和60年11月	株式会社ディスコ エンジニアリング サービスに、保守・サービス業務を移管。
平成元年10月	社団法人日本証券業協会より店頭売買銘柄としての登録承認を受け、株式を公開。
平成2年12月	DISCO HI-TEC EUROPE GmbHを当社100%子会社とし、欧州販売拠点をスイスから移転。
平成6年11月	国際標準化機構が定める品質システムISO9002を精密ダイヤ製造部門で取得。
平成7年8月	国際標準化機構が定める品質システムISO9001をP S事業部(現 全拠点に該当)で取得。
平成8年4月	中国サービス拠点として上海駐在員事務所(現 DISCO HI-TEC CHINA CO., LTD.)を開設。(現 連結子 会社)
平成8年12月	韓国の合弁会社 DD Diamond Corporationが本格操業を開始。(現 連結子会社)
平成10年2月	国際標準化機構が定める環境マネジメントシステムISO14001を広島事業所(呉工場および桑畑工 場)で取得。
平成11年12月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場。
平成13年10月	産業用ダイヤモンド工具部門を分社化し、株式会社ディスコ アブレイシブ システムズとして設 立。(現 連結子会社)
平成14年8月	精密切断装置としてレーザソーを開発、販売を開始。
平成15年11月	全自動グライнда/ポリッシャ装置を開発、販売を開始。
平成16年11月	本社および研究開発拠点として本社・R&Dセンターを東京都大田区大森北に新設し、移転。
平成17年1月	株式会社ディスコ エンジニアリング サービスを吸収合併。
平成18年8月	株式会社ダイイチコンポーネンツを設立。(現 連結子会社)
平成18年8月	国際標準化機構が定める環境マネジメントシステムISO14001を国内全拠点で取得。
平成19年8月	台湾販売拠点として DISCO HI-TEC TAIWAN CO., LTD.を設立。(現 連結子会社)
平成20年11月	本社・R&DセンターB棟を建設。
平成22年1月	広島事業所の桑畑工場において新棟(新A棟)を建設。
平成22年6月	長野県茅野市の茅野工場において新棟を建設。
平成24年1月	広島事業所の呉工場において新棟(C棟)を建設。
平成24年5月	事業継続マネジメントシステム規格ISO22301:2012を本社および広島事業所(呉工場および桑畑工 場)で認証取得。
平成24年6月	シンガポールオフィスの新社屋、DISCO HI-TEC Singapore One-Stop Solution Centerを建設。

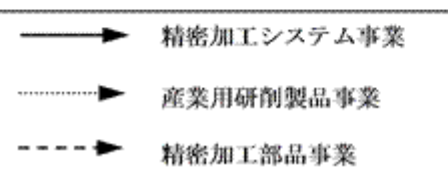
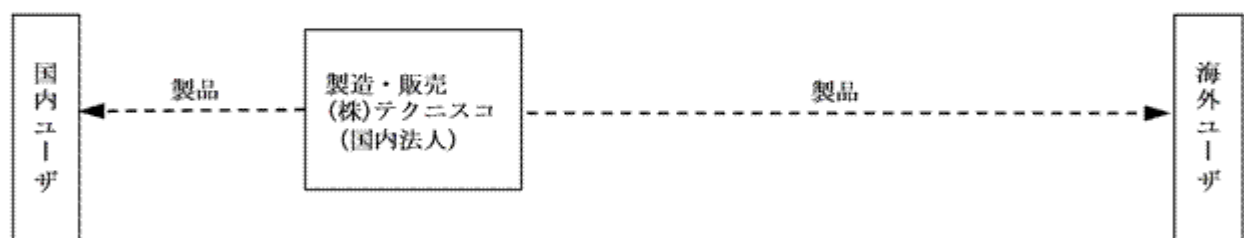
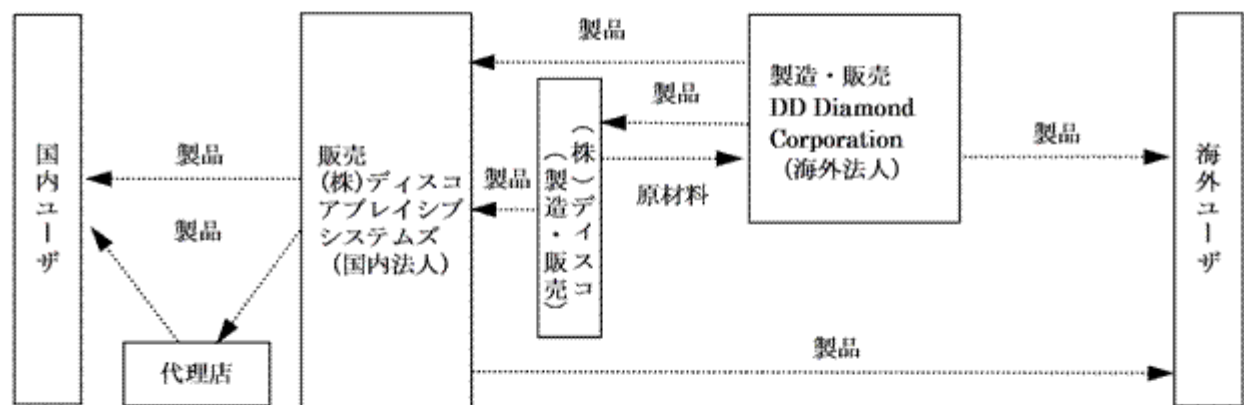
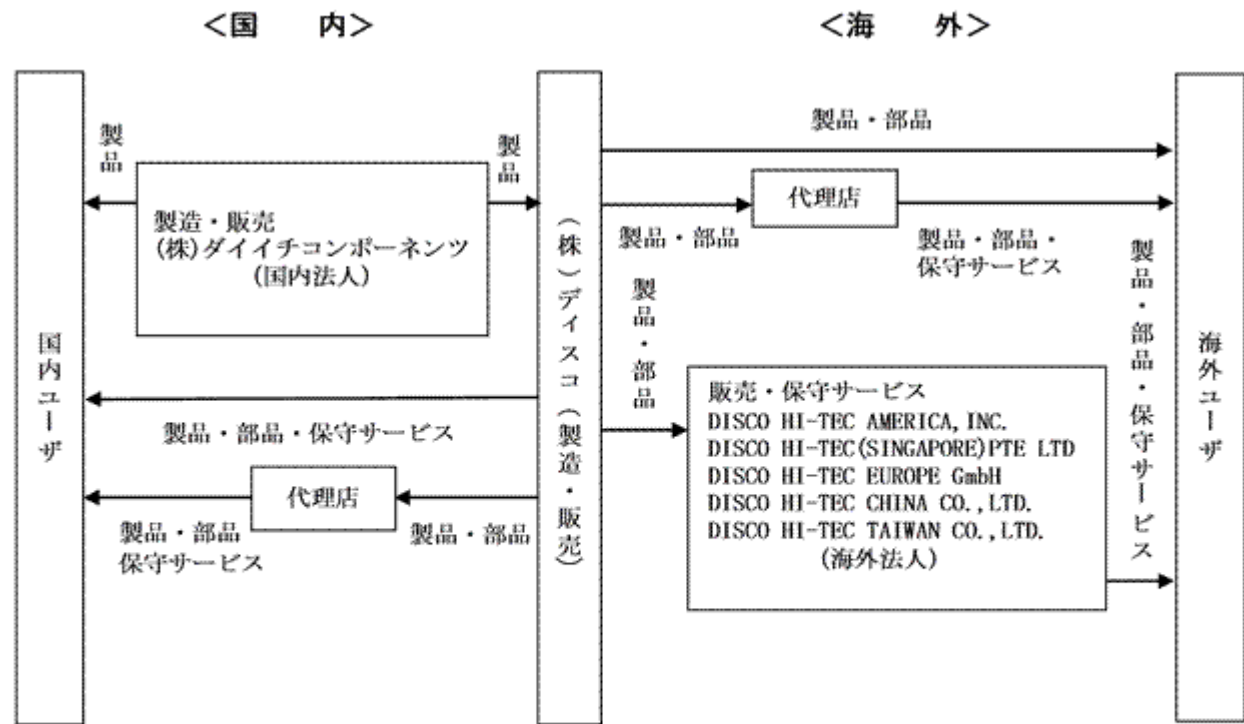
3【事業の内容】

当社グループ（当社および当社の関係会社）は当社および子会社21社、関連会社2社により構成されており、事業は、半導体製造装置（精密加工装置）、精密加工ツール等の製造・販売を主に、これらに附帯する保守・サービス等を行っているほか、産業用ダイヤモンド工具の製造・販売、精密加工部品等の製造・販売を営んでおります。なお、平成24年4月1日に、当社の100%子会社である株式会社ディスコ アブレイシブ システムズの一般砥石製造の事業を会社分割により、当社が継承しております。

当社グループの事業内容および当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

また、次の3部門は、「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

区分	主要製品	主要な会社
精密加工システム事業	半導体製造装置（精密加工装置）、精密加工ツール等の製造・販売 〔精密加工装置〕 ダイシングソー レーザソー グラインダ ポリッシャ ドライエッチャ サーフエースプレーナ 〔精密加工ツール〕 ダイシングブレード グラインディングホイール ドライポリッシングホイール	製造 当社 (株)ダイイチコンポーネンツ 販売 当社 DISCO HI-TEC AMERICA, INC. DISCO HI-TEC(SINGAPORE)PTE LTD DISCO HI-TEC EUROPE GmbH DISCO HI-TEC CHINA CO., LTD. DISCO HI-TEC TAIWAN CO., LTD. (株)ダイイチコンポーネンツ 他10社
	上記の装置等に係る保守・サービス	当社 DISCO HI-TEC AMERICA, INC. DISCO HI-TEC(SINGAPORE)PTE LTD DISCO HI-TEC EUROPE GmbH DISCO HI-TEC CHINA CO., LTD. DISCO HI-TEC TAIWAN CO., LTD. 他9社
産業用研削製品事業	産業用ダイヤモンド工具の製造・販売	ダイヤモンドホイール 研削切断砥石等 製造 当社 DD Diamond Corporation 販売 (株)ディスコ アブレイシブ システムズ DD Diamond Corporation 他1社
精密加工部品事業	精密加工部品等の製造・販売	精密加工部品等 製造・販売 (株)テクニスコ 他1社



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 または 出資金	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼 任等有無	資金援助 (百万円)	主たる営業 上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携等
(連結子会社) (株)テクニスコ	東京都 品川区	1,369 百万円	精密加工 部品事業	77.2	有	—	なし	備品の 賃貸	なし
(株)ディスコ アブレイシブ システムズ	東京都 品川区	490 百万円	産業用研削 製品事業	100.0	有	—	製品販売	建物・設 備・備品 の賃貸	なし
(株)ダイイチコンポーネンツ	東京都 大田区	20 百万円	精密加工 システム事業	100.0	有	—	原材料およ び商品仕入	建物・設 備・備品 の賃貸	なし
DISCO HI-TEC AMERICA, INC.	アメリカ 合衆国	1,000千 米ドル	精密加工 システム事業	100.0	有	97	製品販売	なし	なし
DISCO HI-TEC (SINGAPORE) PTE LTD (注) 4	シンガ ポール国	900千 Sドル	精密加工 システム事業	100.0	有	—	製品販売	なし	なし
DISCO HI-TEC EUROPE GmbH (注) 4	ドイツ国	1,278千 ユーロ	精密加工 システム事業	100.0	有	—	製品販売	なし	なし
DISCO HI-TEC CHINA CO., LTD. (注) 2	中国	8,000千 米ドル	精密加工 システム事業	100.0	有	—	製品販売	なし	なし
DISCO HI-TEC TAIWAN CO., LTD.	台湾	30,000千 NTドル	精密加工 システム事業	100.0	有	300	製品販売	なし	なし
DD Diamond Corporation	韓国	6,000百万 ウォン	産業用研削 製品事業	95.0	有	50	なし	なし	なし
その他7社									
(持分法適用非連結子会社) DHK Solution Corporation	韓国	1,325百万 ウォン	精密加工 システム事業	47.2	有	850	製品販売	なし	なし

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 「資金援助」欄の金額は上記子会社に対する貸付金であります。
4. DISCO HI-TEC (SINGAPORE) PTE LTDおよびDISCO HI-TEC EUROPE GmbHについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- 主要な損益情報等

	DISCO HI-TEC (SINGAPORE) PTE LTD	DISCO HI-TEC EUROPE GmbH
(1) 売上高	10,059百万円	9,616百万円
(2) 経常利益	1,005百万円	1,596百万円
(3) 当期純利益	866百万円	1,155百万円
(4) 純資産額	4,570百万円	3,925百万円
(5) 総資産額	7,546百万円	5,256百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
精密加工システム事業	2,213 〔 872〕
産業用研削製品事業	81 〔 73〕
精密加工部品事業	324 〔 13〕
全社（共通）	291 〔 104〕
合計	2,909 〔 1,062〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数には、契約社員（嘱託、準社員およびパートタイマー等の臨時社員）を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数(人)	平均年令(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,839 〔 1,004 〕	37.7	11.7	6,945,851

セグメントの名称	従業員数(人)
精密加工システム事業	1,522 〔 835〕
産業用研削製品事業	26 〔 65〕
全社（共通）	291 〔 104〕
合計	1,839 〔 1,004〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員数には、契約社員（嘱託、準社員およびパートタイマー等の臨時社員）を含み、人材会社からの派遣社員は除いております。
3. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社では、現在労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

①業績全般について

当連結会計年度（以下、当期）においては、スマートフォンやタブレット端末などの出荷台数が大幅に増加したことから、これらに使用される半導体・電子部品を生産するメーカ各社は設備投資活動を活発化させました。特にアジア地域のO S A T（後工程受託メーカ）からの需要が強く、売上高は前連結会計年度（以下、前期）に対して増加する結果となりました。経費については、研究開発費用が過去最高となるなど販売管理費が膨らんだものの、製品構成の改善や円高是正の影響などにより、G P率は前期から上昇いたしました。

以上の結果、当期の業績は前期から増収増益となる、売上高937億7百万円（前期比5.0%増）、営業利益116億1百万円（同8.8%増）、経常利益115億86百万円（同3.1%増）、純利益74億73百万円（同3.9%増）となりました。

②連結各部門の概況について

セグメントの業績は次のとおりです。

（イ）精密加工システム事業

当事業は、主に半導体・電子部品メーカ向けに精密加工装置、精密加工ツール、サービス等の提供を行っております。

当期の精密加工装置では、精密切断装置・精密研削装置ともにI C用途を中心に堅調な出荷となりました。モバイル機器に用いる半導体・電子部品には、特に小型化・高機能化が求められることから、レーザーソー（精密切断装置）や薄化用グラインダ（精密研削装置）などの高付加価値製品の売上が伸長しました。消耗品である精密加工ツールは、顧客工場の高い設備稼働率に比例して売上高・出荷数量ともに過去最高を更新しました。

以上の結果、当期の業績は、売上高892億48百万円（前期比4.2%増）、セグメント利益159億43百万円（同12.0%増）となりました。

（ロ）産業用研削製品事業

当事業は、土木・建築業界や製造業向けの産業用ダイヤモンド工具、自動車や電子部品向け一般砥石の製造・販売を行っております。

当期の業績は、売上高16億92百万円（前期比1.0%増）、セグメント利益2億13百万円（同11.0%増）となりました。

（ハ）精密加工部品事業

当事業は、電子・光学・医療分野向けに金属・ガラス・シリコン等の精密加工部品の製造・販売を行っております。

当期においては、映像機器用途のガラス製品が回復したことに加え、ガラス加工の新規事業が拡大したため、売上高は前期と比べて大きく増加しました。損益では、新規事業の立ち上げに伴う先行費用の影響によりセグメント損失を計上いたしました。

以上の結果、当期の業績は、売上高27億67百万円（前期比46.2%増）、セグメント損失2億5百万円（前期は3億20百万円の損失）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当期末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前期末から95億6百万円増加し、215億44百万円となりました。「営業活動によるキャッシュ・フロー」と「投資活動によるキャッシュ・フロー」を合算したフリー・キャッシュ・フローは、15億26百万円の資金増加となりました。なお、当期における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動で得られた資金は、153億5百万円（前期比148.0%増）となりました。これは税金等調整前当期純利益が108億25百万円となり、売上債権の減少や仕入債務の増加による資金増加があったことに加え、前期と比べ法人税支払いによる資金減少が少なかったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は137億79百万円（前期比21.7%増）となりました。これはシンガポールオフィス建設など有形固定資産の取得による支出のほか、定期預金の預入などによる資金支出があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動で得られた資金は、74億7百万円（前期は22億18百万円の資金減少）となり、前期と比べ大幅な資金増加となりました。これは配当金の支払いに伴う資金支出があった一方で、工場新棟の建設を目的とした銀行借入による100億円の資金調達を行ったことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	前年同期比 (%)
精密加工システム事業（百万円）	70,778	104.0
産業用研削製品事業（百万円）	1,077	100.9
精密加工部品事業（百万円）	2,822	188.6
合計（百万円）	74,679	105.7

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同期比 (%)	受注残高（百万円）	前年同期比 (%)
精密加工システム事業	90,565	109.2	8,224	119.1
産業用研削製品事業	1,700	103.1	64	114.4
精密加工部品事業	3,852	203.7	1,398	446.0
合計	96,118	111.2	9,686	133.1

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	前年同期比 (%)
精密加工システム事業（百万円）	89,248	104.2
産業用研削製品事業（百万円）	1,692	101.0
精密加工部品事業（百万円）	2,767	146.2
合計（百万円）	93,707	105.0

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

- (1) 高度なKiru・Kezuru・Migaku技術の開発とC S（Customer Satisfaction:お客さま満足度）の向上
当社の社会的使命（ミッション）を果たすために、半導体・各種電子部品の技術革新を支える高度なKiru・Kezuru・Migaku技術の継続的な開発が必要となります。そのために、継続的な開発投資を可能にする財務的・経営的基盤作りに注力して取り組んでまいります。
さらに、C S（お客さま満足度）の向上を図っていくため、お客さまのニーズに対し、アプリケーション技術やサービスを含めたトータルソリューションを迅速に提供できるリソースの最適化および仕組みづくりを進めてまいります。
- (2) BCM（Business Continuity Management:事業継続管理）体制のさらなる強化
「安心して取引できる会社」「安心して働ける会社」を目指し、事業継続管理体制の構築、維持に取り組んでいます。製造・研究および本社機能を、地震が多い日本に置いていることから、本社・R＆Dセンターおよび工場に免震棟を導入しています。さらに、自然災害や火災、感染症の流行、システム障害などが現実となっても事業を継続し、早期復旧するBCP（Business Continuity Plan）を策定し、全社的な対応計画を整備しています。重要製品の部材の備蓄、情報システムの二重化、従業員の訓練を継続的に行うことで、災害に強い企業づくりをさらに進めます。東日本大震災の発生を受け、今後はサプライチェーン対策をさらに進め、何があっても供給責任を果たすことができる体制づくりを強化していきます。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

- (1) 半導体市場等の変動による影響
当社グループは世界中の半導体メーカや電子部品メーカ向けに製品を製造・販売しているため、お客さまの設備投資動向や生産動向の影響を受けます。特に半導体は、需給のバランスによって変化する市場であり、半導体メーカの業績はこうした動き、いわゆるシリコンサイクルの影響を受けます。そのためサイクルの下降局面や予期せぬ市場変動によってお客さまが設備投資凍結や減産などを行った場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 新技術の誕生による影響
当社グループは主に半導体シリコンウェーハ加工用の半導体切断・研削装置や精密ダイヤモンド砥石を製造・販売しております。今後、精密ダイヤモンド砥石に替わる加工技術が誕生した場合、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。なお、当社グループは精密ダイヤモンド砥石では切断が難しい素材向けなどに、レーザソーを製品化しております。
- (3) 災害等の発生による影響
当社グループは東京都大田区内に本社・R＆Dセンター、広島県及び長野県に生産拠点を有しております。当社では、BCM（Business Continuity Management:事業継続管理）の強化に努めていますが、今後それらの地区に大規模な災害や新型インフルエンザなどが発生した場合、本社機能や製品生産に影響を与える可能性があります。
- (4) 為替の変動
当社グループは国内で製品を製造し、世界中の半導体メーカ、電子部品メーカへ輸出しております。基本は円建て取引ですが、地域、お客さまによっては米ドルなどの外貨建ての決済ニーズがあります。そのため、為替変動は当社グループの業績に影響を与える可能性があります。
- (5) 環境規制に関連するリスク
当社グループは多様な環境問題に対して「環境ビジョン2020」、「生物多様性行動指針」を設定し、環境負荷の低減に努めています。気候変動については事業活動におけるCO2排出量を、2020年度において2010年度比25%削減することを掲げています。実績として、2012年度は2010年度比0.7%削減を達成しました。しかし、今後当社グループの事業活動に関連して、過失の有無にかかわらず環境問題に対して法的、もしくは社会的責任を負う可能性があり、そのような事態が生じた場合、その対応のために多額の費用負担が発生する可能性や、当社グループの社会的信用の低下を招く可能性があります。

(6) その他

上記に挙げたリスクに加え、世界及び各地域における経済情勢、自然災害、戦争・テロ、金融・資本市場、法令や政府による規制、製品の欠陥、仕入先の供給体制、知的財産権などの影響を受けます。これらの諸要因により、場合によっては当社グループの業績が悪影響を受ける可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

6【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発費総額は102億66百万円となりました。

当社グループの研究開発費用は、9割以上が主力事業の精密加工システム事業に関わる費用であり、主に半導体や電子部品などの微細加工に使用される精密加工装置や精密加工ツール（消耗品）、アプリケーション技術の研究開発を行っています。

報告セグメントごとの研究開発費用は、精密加工システム事業は100億70百万円、産業用研削製品事業は84百万円、精密加工部品事業は1億11百万円となりました。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

当連結会計年度末(以下、当期末)の総資産は前連結会計年度末(以下、前期末)と比べ198億77百万円増加し、1,556億67百万円となりました。

流動資産合計は前期末と比べ177億21百万円増加し、895億56百万円となりました。これは、売掛金の回収や工場新棟の建設を目的とした銀行借入等により現金及び預金が165億28百万円増加したことによるものです。固定資産合計は前期末と比べ21億60百万円増加し、661億2百万円となりました。これは、既存設備の減価償却が進んだ一方で、非連結子会社の新棟建設および継続的な研究開発設備への投資を行ったことによるものです。

当期末の負債合計は前期末と比べ118億57百万円増加し、451億10百万円となりました。

流動負債合計は前期末と比べ31億4百万円増加し、238億96百万円となりました。これは、支払手形及び買掛金並びに電子記録債務が19億10百万円増加したこと、また未払法人税等が16億3百万円増加したことによるものです。

固定負債合計は前期末と比べ87億53百万円増加し、212億14百万円となりました。これは、長期借入金が93億86百万円増加した一方で、転換社債型新株予約権付社債が一部繰上償還により9億15百万円減少したことによるものです。

当期末の純資産は前期末と比べ80億19百万円増加し、1,105億56百万円となりました。この結果自己資本比率は69.8%（前期末比4.7ポイント減）となりました。

(2) 経営成績の分析

当連結会計年度(以下、当期)の当社グループの売上高は、前連結会計年度(以下、前期)の892億41百万円から44億66百万円増加して、937億7百万円となりました。

売上原価は490億14百万円、売上総利益は446億92百万円となり、この結果売上総利益率は47.7%（前期比1.1ポイント増）となりました。販売費及び一般管理費は、研究開発費が過去最高となるなど前期の309億44百万円から21億46百万円増加して、330億90百万円となりました。

営業利益は前期の106億61百万円から9億40百万円増加して、116億1百万円となりました。営業外収益は、前期より31百万円減少して6億94百万円となりました。これは、為替差益等が減少したことによるものです。営業外費用は、前期より5億59百万円増加して7億9百万円となりました。これは、支払利息および為替差損が増加したことによるものです。

当期の特別利益は、投資有価証券売却益1億46百万円等の影響により1億60百万円となりました。特別損失は、工場新棟の建設に伴い取壊し予定である旧工場の減損損失5億98百万円および建物解体費用引当金繰入額98百万円等の影響により9億21百万円となりました。

上述の理由により、当期の税金等調整前当期純利益は前期の111億2百万円から2億77百万円減少して108億25百万円となりました。

税金等調整前当期純利益に対する法人税等の比率（実効税率）は31.0%と、前期に比べて4.4ポイントの減少となりました。

当期純利益は、前期の71億95百万円から2億77百万円増加して、74億73百万円となりました。1株当たり当期純利益は、前期の213円56銭に対し、221円75銭となりました。希薄化後の潜在株式調整後の1株当たり当期純利益は、前期の202円99銭に対し、210円85銭となりました。

なお、業績等の概要、事業の種類別セグメントの業績については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」をご参照ください。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、Kiru・Kezuru・Migaku技術を中心に、環境保全に配慮した製品作りを前提にして、長期的に成長が期待できる製品分野に重点を置いて、研究開発や生産能力増強並びに合理化、省力化などの投資を行っております。当連結会計年度の設備投資（有形固定資産および無形固定資産の受入ベース数値。金額には消費税等は含まれておりません。）の内容は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度	前年同期比
精密加工システム事業	5,211百万円	67.8%
産業用研削製品事業	8	29.1
精密加工部品事業	350	67.0
計	5,570	67.6
消去又は全社	187	90.3
合計	5,757	68.1

精密加工システム事業では、設備投資額の大半が当社の設備投資（3,725百万円）であり、その主なものは研究開発および生産設備の取得であります。連結子会社の設備投資額の主なものは、新棟建設などによるものであります。また、所要資金は、自己資金、借入金および転換社債によっております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

(平成25年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
呉工場 (広島県呉市)	精密加工システム 事業	精密加工ツール並 びに研削工具生産 設備	3,729	1,528	1,193 (17)	425	6,876	214 〔511〕
桑畑工場 (広島県呉市)	精密加工システム 事業	精密加工装置・ 精密部品生産設備	10,600	2,207	1,426 (103)	188	14,422	430 〔461〕
長谷工場 (広島県呉市)	精密加工システム 事業	精密部品生産設備	618	8	412 (19)	0	1,040	- 〔-〕
本社・R&D センター (東京都大田区)	精密加工システム 事業	研究開発施設設備 ・販売業務設備 ・その他設備	8,761	1,745	8,210 (11)	2,662	21,379	1,109 〔44〕
茅野工場 (長野県茅野市)	精密加工システム 事業	電動機他生産設備	2,431	53	221 (72)	6	2,713	- 〔-〕

(2) 国内子会社

(平成25年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び構 築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
(株)テクニスコ	虹村工場 (広島県呉市)	精密加工 部品事業	精密加工部 品生産設備	1	205	280 (6)	30	517	83 〔10〕

(3) 在外子会社

(平成25年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び構 築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
DISCO HI-TEC AMERICA, INC.	本社 (アメリカ 合衆国)	精密加工シ ステム事業	その他設備	100	262	71 (2)	14	449	74 〔5〕
DISCO HI-TEC EUROPE GmbH	本社 (ドイツ国)	精密加工シ ステム事業	その他設備	229	25	206 (7)	417	878	78 〔-〕
DISCO HI-TEC(SINGAPORE)P TE LTD	本社 (シンガ ポール国)	精密加工シ ステム事業	その他設備	2,092	481	- (-)	2	2,576	100 〔-〕

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定等の合計であります。なお、金額には消費税等を含みません。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。
4. 茅野工場の設備は、提出会社から国内子会社の株式会社ダイイチコンポーネンツに賃貸しているものであります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、半導体業界や電子部品業界の動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的には連結会社各社が個別に策定しておりますが、計画策定に当っては連結会社各社と当社において調整を図っております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設計画は、次のとおりであります。

会社 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手および 完了予定年月		完成後 の増加 能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 広島事業所	広島県 呉 市	精密加工システム 事業	生産設備他	1,214	—	自己資金 借入金 転換社債	平成25年 4 月	平成26年 3 月	(注) 1
当社 本社・R&D センター	東京都 大田区	精密加工システム 事業	研究開発設備・ 情報関連設備他	3,096	—	自己資金 借入金 転換社債	平成25年 4 月	平成26年 3 月	—
当社 桑畑工場	広島県 呉 市	精密加工システム 事業	精密加工装置・ 精密加工ツール 生産設備	11,000	—	自己資金 借入金 転換社債	平成25年 4 月	平成26年 10月	(注) 2

(注) 1.生産設備は、生産能力増強および合理化投資であります。

2.主な目的は、事業継続の対応力強化および合理化投資であり、完成後の生産能力は増強されます。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	34,004,418	34,004,418	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	34,004,418	34,004,418	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使
(2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の転換を含む。)により発行された株式数は含まれて
おりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年7月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	98	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1(注)	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月28日 至 平成36年6月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成35年7月27日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使できる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

② 平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年7月21日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	111	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1(注)	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月22日 至 平成37年7月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成36年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使できる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

③ 平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	945	889
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	94,500	88,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 5,162(注)	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月5日 至 平成25年11月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,162 資本組入額 2,581	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。 また、割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年7月20日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	80	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月12日 至 平成38年8月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2	発行価格 5,932 資本組入額 2,966	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に関し、行使できる。ただし、平成37年8月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使できる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額5,931円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額5,931円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

② 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	228	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 7,616	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,542(注) 2 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りでない。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,926円と行使時の払込金額7,616円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,926円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

③ 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	571	570
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,100	57,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 7,616	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年11月10日 至 平成26年11月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,616 (注) 2 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。 また、割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

④ 平成19年7月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	81	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月9日 至 平成39年8月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2	発行価格 6,490 資本組入額 3,245	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成38年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使できる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額6,489円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額6,489円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

⑤ 平成19年10月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	308	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 7,327	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年11月10日 至 平成27年11月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,812 (注) 2 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りでない。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,485円と行使時の払込金額7,327円を合算しております。
なお、新株予約権の払込金額1,485円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。
3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することといたします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものといたします。

⑥ 平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	663	662
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,300	66,200
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 7,327	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年11月10日 至 平成27年11月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,327 (注) 2 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。 また、割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。
3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。組織再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社株主総会の承認を受けた場合に限るものといたします。

⑦ 平成20年7月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	127	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,700	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月14日 至 平成40年8月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2	発行価格 3,781 資本組入額 1,891	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成39年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使できる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額3,780円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額3,780円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

⑧ 平成20年10月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	185	109
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,500	10,900
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 2,583	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月13日 至 平成28年11月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,184 (注) 2 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りでない。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額601円と行使時の払込金額2,583円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額601円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑨ 平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年10月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	503	451
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,300	45,100
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 2,583	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年11月13日 至 平成28年11月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,583 (注) 2 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。 また、割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑩ 平成21年7月22日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	156	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月7日 至 平成41年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2	発行価格 4,359 資本組入額 2,180	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成40年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使できる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額4,358円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額4,358円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

⑪ 平成21年10月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	299	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,900	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 5,853	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年11月14日 至 平成29年11月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,442 (注) 2 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りでない。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,589円と行使時の払込金額5,853円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,589円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑫ 平成21年6月23日定時株主総会決議及び平成21年10月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	685	660
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	68,500	66,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 5,853	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年11月14日 至 平成29年11月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,853 (注) 2 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。 また、割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑬ 平成22年7月21日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	112	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,200	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月6日 至 平成42年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2	発行価格 4,694 資本組入額 2,347	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成41年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使できる。 (退職慰労金制度は平成16年に廃止。)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額4,693円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額4,693円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

⑭ 平成22年10月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	354	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 5,220	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年11月12日 至 平成30年11月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,085 (注) 2 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りでない。 また、割当を受けた取締役が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,865円と行使時の払込金額5,220円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,865円については、当社取締役の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑮ 平成22年6月25日定時株主総会決議及び平成22年10月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	787	715
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,700	71,500
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 5,220	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年11月12日 至 平成30年11月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,220 (注) 2 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。 また、割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑩ 平成23年7月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	184	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月11日 至 平成43年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2	発行価格 3,586 資本組入額 1,793	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、当社の取締役または執行役員を退任（取締役または執行役員が再任された場合、執行役員を退任して取締役に就任した場合、取締役を退任して執行役員に就任した場合のいずれも含まない。）した後に限り、行使できる。ただし、平成42年7月31日より前に割当を受けた取締役または執行役員が当社の取締役または執行役員の地位を退任しなかった場合、その取締役または執行役員は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役または執行役員が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。 （退職慰労金制度は平成16年に廃止。）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2.発行価格は、新株予約権の払込金額3,585円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額3,585円については、当社取締役および執行役員の当社に対する報酬債権と相殺されます。

⑰ 平成23年10月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	656	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 4,213	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年11月12日 至 平成31年11月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,458 (注) 2 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。また、割当を受けた取締役または執行役員が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,245円と行使時の払込金額4,213円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,245円については、当社取締役および執行役員の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑮ 平成23年6月24日定時株主総会決議及び平成23年10月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	730	729
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73,000	72,900
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 4,213	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年11月12日 至 平成31年11月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,213 (注) 2 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。 また、割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 当社従業員、当社子会社取締役および従業員に対する新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は行使時の払込金額と同額であります。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑬ 平成24年7月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	206	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月11日 至 平成44年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 2	発行価格 3,644 資本組入額 1,822	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、当社の取締役または執行役員を退任（取締役または執行役員が再任された場合、執行役員を退任して取締役に就任した場合、取締役を退任して執行役員に就任した場合のいずれも含まない。）した後に限り、行使できる。ただし、平成43年7月31日より前に割当を受けた取締役または執行役員が当社の取締役または執行役員の地位を退任しなかった場合、その取締役または執行役員は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。 また、割当を受けた取締役または執行役員が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。 （退職慰労金制度は平成16年に廃止。）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2.発行価格は、新株予約権の払込金額3,643円と行使時の払込金額1円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額3,643円については、当社取締役および執行役員の当社に対する報酬債権と相殺されます。

②⑩ 平成24年10月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数(個)	680	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	68,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 1	1株当たり 4,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年11月10日 至 平成32年11月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,395 (注) 2 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。また、割当を受けた取締役または執行役員が死亡した場合は、その相続人は、死亡時に未行使の新株予約権を行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡には、当社の取締役会の承認を要する。 質入その他の処分は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1,395円と行使時の払込金額4,000円を合算しております。

なお、新株予約権の払込金額1,395円については、当社取締役および執行役員の当社に対する報酬債権と相殺されます。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に従って増加する資本金の額を減じた額といたします。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 平成21年11月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	9,085	同左
新株予約権の数(個)	1,817個および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を500万円で除した個数の合計数	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,486,663 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,111 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年1月4日 至 平成26年12月2日 (行使請求受付場所現地時間)	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。	同左
代用払込みに関する事項	(注) 4	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

- (注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を
(注) 2. 記載の転換価額で除した数とします。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。
2. 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行または当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整されます。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く）の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割または併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。
4. 該当事項はありません。ただし、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。

5. (イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとします。ただし、かかる承継および交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているかまたは構築可能であり、かつ、(iii) 当社または承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とします。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとします。本(イ)に記載の当社の努力義務は、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付する場合、適用されません。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債および／または本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいいます。
- (ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。
- ① 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とします。
 - ② 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とします。
 - ③ 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)または(ii)に従います。なお、転換価額は上記(注)2.と同様の調整に服します。
(i) 合併、株式交換または株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券またはその他の財産が交付されるときは、当該証券または財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。
(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とします。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとします。
 - ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとします。
 - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑧ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行います。
 - ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できないものとします。
- (ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受けまたは承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年3月31日 (注)	9	34,004	0	14,517	-	15,599
平成22年3月31日	-	34,004	-	14,517	-	15,599
平成23年3月31日	-	34,004	-	14,517	-	15,599
平成24年3月31日	-	34,004	-	14,517	-	15,599
平成25年3月31日	-	34,004	-	14,517	-	15,599

(注) 新株予約権の行使による増加(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	43	34	110	215	14	11,249	11,665	－
所有株式数（単元）	－	75,499	2,446	83,331	97,970	189	80,000	339,435	60,918
所有株式数の割合（％）	－	22.24	0.72	24.55	28.86	0.06	23.57	100	－

(注) 自己株式297,543株は、「個人その他」に2,975単元、「単元未満株式の状況」に43株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町 2-11-3	2,027	5.96
株式会社ダイイチホールディングス	東京都渋谷区広尾 3-9-20-403	1,998	5.88
株式会社OctagonLab	広島県広島市中区袋町 8-8	1,704	5.01
株式会社ダイイチ企業	東京都港区白金 4-10-22	1,548	4.55
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海 1-8-11	1,493	4.39
TAIYO FUND, L. P. (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	40 RAGSDALE DRIVE, SUITE 200 MONTEREY, CA 93940 US (東京都品川区東品川 2-3-14)	1,441	4.24
株式会社オレンジコーラル	東京都港区白金 4-10-22	1,146	3.37
関家 臣二	神奈川県三浦郡	1,000	2.94
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海 1-8-11	814	2.39
有限会社ケイ・エスホールディング	東京都港区白金 4-10-22	810	2.38
計	—	13,983	41.12

(注) 上記の大株主のうち、信託銀行3行の所有株式は、すべて信託業務に係る株式であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 297,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,646,000	336,460	—
単元未満株式	普通株式 60,918	—	—
発行済株式総数	34,004,418	—	—
総株主の議決権	—	336,460	—

② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社ディスコ	東京都大田区大森北 二丁目13番11号	297,500	—	297,500	0.88
計	—	297,500	—	297,500	0.88

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

旧商法に基づき、当社取締役に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成16年6月24日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(平成17年6月24日定時株主総会決議)

①旧商法に基づき、当社取締役に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成17年6月24日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

②旧商法に基づき、当社ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成17年6月24日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役 8 当社 従業員 326 当社子会社 取締役 1 当社子会社 従業員 35
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)もしくは自己株式の処分をする場合または時価をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権または新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものといたします。

(平成18年6月23日定時株主総会決議)

①会社法に基づき、当社取締役に対して2種類の新株予約権を発行することを、平成18年6月23日の定時株主総会において決議されたものであります。

〔新株予約権（１）〕

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社 取締役 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注）1
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

〔新株予約権（２）〕

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社 取締役 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注）2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. オプション評価理論に基づき算出される新株予約権の発行時点における新株予約権のオプション価値に、1会計年度に発行される新株予約権の個数を乗じた額と上記「新株予約権（２）」における新株予約権の発行価額の総額は、160百万円とし、その総額を超えない株式の数を上限といたします。
2. オプション評価理論に基づき算出される新株予約権の発行時点における新株予約権のオプション価値に、1会計年度に発行される新株予約権の個数を乗じた額と上記「新株予約権（１）」における新株予約権の発行価額の総額は、160百万円とし、その総額を超えない株式の数を上限といたします。

②会社法に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成18年6月23日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社 従業員 326 当社子会社 取締役 1 当社子会社 従業員 32
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（本新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）もしくは自己株式の処分をする場合または時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権または新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものといたします。

新株予約権発行後、当社が資本金の減少を行う場合その他の場合において、行使価額の調整が必要または適切なときには、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものといたします。

(平成19年7月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを、平成19年7月24日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年7月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成19年10月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを、平成19年10月25日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年10月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1 会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成19年6月22日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 従業員 350 当社子会社 取締役 1 当社子会社 従業員 39
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)もしくは自己株式の処分をする場合または時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権または新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものといたします。

新株予約権発行後、当社が資本金の減少を行う場合その他の場合において、行使価額の調整が必要または適切などときには、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものといたします。

(平成20年7月29日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを、平成20年7月29日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年7月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成20年10月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを、平成20年10月28日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年10月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役 7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年10月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成20年6月24日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 従業員 377 当社子会社 取締役 1 当社子会社 従業員 42
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)もしくは自己株式の処分をする場合または時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権または新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものといたします。

新株予約権発行後、当社が資本金の減少を行う場合その他の場合において、行使価額の調整が必要または適切なときには、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものといたします。

(平成21年7月22日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを、平成21年7月22日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年7月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成21年10月29日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを、平成21年10月29日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年10月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成21年6月23日定時株主総会決議及び平成21年10月29日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社（当社孫会社を含む。）の取締役及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成21年6月23日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社 従業員 380 当社子会社（当社孫会社を含む。） 取締役 2 当社子会社（当社孫会社を含む。） 従業員 44
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）もしくは自己株式の処分をする場合または時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権または新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものといたします。

新株予約権発行後、当社が資本金の減少を行う場合その他の場合において、行使価額の調整が必要または適切なときには、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものといたします。

(平成22年7月21日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを、平成22年7月21日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年7月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成22年10月27日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを、平成22年10月27日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年10月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成22年6月25日定時株主総会決議及び平成22年10月27日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社（当社孫会社を含む。）の取締役及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成22年6月25日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社 従業員 412 当社子会社（当社孫会社を含む。） 取締役 2 当社子会社（当社孫会社を含む。） 従業員 48
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）もしくは自己株式の処分をする場合または時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権または新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものといたします。

新株予約権発行後、当社が資本金の減少を行う場合その他の場合において、行使価額の調整が必要または適切なときには、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものといたします。

(平成23年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役および当社執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成23年7月26日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役 5 当社 執行役員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成23年10月27日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役および当社執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成23年10月27日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年10月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役 4 当社 執行役員 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成23年6月24日定時株主総会決議及び平成23年10月27日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社（当社孫会社を含む。）の取締役及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成23年6月24日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社 従業員 426 当社子会社（当社孫会社を含む。） 取締役 2 当社子会社（当社孫会社を含む。） 従業員 49
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）もしくは自己株式の処分をする場合または時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権または新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものといたします。

新株予約権発行後、当社が資本金の減少を行う場合その他の場合において、行使価額の調整が必要または適切なときには、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものといたします。

(平成24年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役および当社執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成24年7月26日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役 4 当社 執行役員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

(平成24年10月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役および当社執行役員に対して新株予約権を発行することを、平成24年10月25日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年10月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社 取締役 4 当社 執行役員 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 会計年度に当社がストックオプションとして取締役に対して発行する新株予約権の発行にかかる払込金額の総額は、「年額160百万円以内」の枠内で当社に対する報酬債権をもって相殺いたします。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号および第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	197	981,930
当期間における取得自己株式	100	658,000

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

会社法第155条第13号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	50	226,400
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 吸収分割に関する会社法第797条第1項に基づく、反対株主からの買取請求によるものです。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注)	9,600	25,765,400	27,900	74,911,500
保有自己株式数	297,543	—	269,743	—

(注) 当事業年度は、新株予約権の権利行使により交付した株式(株式数 9,600株、処分価額の総額 25,765,400円)であります。

また、当期間は、新株予約権の権利行使により交付した株式であります。当期間における保有自己株式数は平成25年4月1日から平成25年5月31日までを集計したものであり、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により交付した株式、単元未満株式の買増し請求による売渡し株式および単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当金を支払うことができる。」旨を定款に定めており、期末配当金と併せて年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当金については株主総会、中間配当金については取締役会であります。

当社は、株主の皆様への利益還元重視の姿勢をより明確にするため、平成18年2月17日開催の取締役会において配当政策を業績連動型に改め、平成24年5月10日開催の取締役会において、より積極的な利益還元を行うため、配当政策を「連結半期純利益の25%」といたしました。

ただし、利益水準にかかわらず、安定配当として半期10円（年20円）の配当金を維持いたします。

また、期末時点で、赤字の場合を除き、配当および法人税等支払い後の現預金残高が技術資源購入資金（技術特許購入、ベンチャーへの出資等）および設備拡張資金、有利子負債返済資金等の予定必要資金額を超過した場合は、超過金額の3分の1を目処に配当として上乘せいたします。なお、3期連続で連結純利益が赤字になる場合は、上記安定配当の20円を見直しする可能性があります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成24年11月8日 取締役会決議	1,348	40
平成25年6月25日 定時株主総会決議	539	16

4【株価の推移】

（1）【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第70期	第71期	第72期	第73期	第74期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高（円）	5,570	6,190	6,800	5,990	5,770
最低（円）	1,470	2,460	4,155	3,275	3,380

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

（2）【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	平成24年11月	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月	平成25年3月
最高（円）	3,955	4,450	4,495	5,270	5,430	5,770
最低（円）	3,380	3,765	4,190	4,485	4,965	5,240

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)
代表取締役 会長		溝呂木 斉	昭和14年2月20日生	昭和37年4月 横浜ゴム株式会社入社 昭和58年2月 同社退社 昭和58年3月 当社入社 当社営業企画部長 昭和59年4月 当社取締役 平成元年6月 当社常務取締役 平成5年7月 当社専務取締役P S事業部長 平成5年11月 DISCO HI-TEC (SINGAPORE)PTE LTD代表取締役 社長 DISCO HI-TEC EUROPE GmbH 代表取締役社長 平成9年5月 株式会社ディスコ エンジニアリ ング サービス代表取締役社長 平成10年7月 当社代表取締役副社長 当社P Sカンパニープレジデント 平成13年6月 当社代表取締役社長 DISCO TECHNOLOGY (SHANGHAI)CO.,LTD.代表取締役 会長 平成14年7月 DISCO HI-TEC AMERICA,INC. 代表取締役会長 平成18年6月 株式会社ディスコ アプレイシブ システムズ代表取締役社長 平成21年4月 当社代表取締役会長(現任)	(注) 3	12
代表取締役 社長	技術開発本部長 アプリケーション 開発部長	関家 一馬	昭和41年2月14日生	平成元年7月 当社入社 平成6年4月 当社P S事業部 技術開発部長 平成7年6月 当社取締役 当社P S事業部副事業部長 平成10年7月 当社P Sカンパニーバイスプレジ デント 平成11年4月 当社P Sカンパニーバイスプレジ デント精密機械担当 平成14年2月 当社P Sカンパニー東京購買部長 平成14年7月 当社常務取締役 平成15年4月 当社P Sカンパニープレジデント 平成18年8月 株式会社ダイイチコンポーネンツ 代表取締役社長(現任) 平成19年6月 株式会社ディスコ アプレイシブ システムズ代表取締役社長 (現任) 平成19年8月 DISCO HI-TEC TAIWAN CO.,LTD. 董事長 平成21年4月 当社代表取締役社長兼技術開発 本部長(現任) 平成23年8月 当社技術開発本部アプリケー ション開発部長(現任) 平成24年2月 当社アジア営業本部長 DISCO HI-TEC TAIWAN CO.,LTD. 董事長(現任)	(注) 3	608

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)
常務取締役	広島事業所長 広島総務部長 環境マネジメント室長	関家 英之	昭和27年1月12日生	昭和49年4月 株式会社第一製砥所（現株式会社ディスコ）入社 昭和59年4月 当社総務部次長 昭和60年4月 当社取締役 昭和62年12月 当社大阪支店長 平成4年10月 当社広島事業所副所長 当社広島総務部長 当社P S事業部精機製造部長 平成6年4月 当社A S事業部長 平成10年7月 当社A Sカンパニープレジデント 平成11年4月 当社広島事業所副事業所長 平成11年7月 当社広島総務部長（現任） 平成14年6月 当社広島事業所長（現任） 平成19年1月 当社安全設備部長 平成22年12月 当社環境マネジメント室長（現任） 平成23年6月 当社常務取締役（現任）	(注) 3	294
常務取締役	サポート本部長 人財部長	田村 隆夫	昭和30年9月16日生	昭和52年4月 当社入社 平成6年2月 当社管理本部経営管理部長 平成7年6月 当社取締役 当社経営サポート本部副本部長 当社経営サポート本部経営情報部長 平成9年7月 当社サポート本部長代行 当社サポート本部総務部長 平成11年4月 当社サポート本部長（現任） 平成12年4月 当社サポート本部経営情報部長 平成14年8月 当社サポート本部経理部長 平成19年7月 株式会社K K Mインベストメント代表取締役（現任） 平成21年4月 当社サポート本部経理部長 平成23年6月 当社常務取締役（現任） 平成23年9月 当社サポート本部人財部長（現任）	(注) 3	2
取締役		関家 圭三	昭和40年3月21日生	平成元年7月 当社入社 平成6年4月 当社A S事業部業務部長 平成7年6月 当社取締役 当社A S事業部副事業部長 平成10年7月 当社A Sカンパニーバイスプレジデント 平成11年4月 当社P Sカンパニーバイスプレジデント精密ダイヤ担当 平成12年8月 当社P Sカンパニー精密ダイヤ企画部長 平成13年6月 当社P Sカンパニー業務部長 平成14年7月 当社常務取締役 平成15年4月 当社経営企画本部長 平成17年6月 当社経営企画本部長兼I R室担当 平成21年4月 株式会社テクニスコ代表取締役社長（現任） 平成22年3月 TECNISCO (SuZhou) Co., Ltd. 董事長（現任） 平成23年6月 当社取締役（現任）	(注) 3	794

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)
取締役		稲崎 一郎	昭和16年4月3日生	昭和59年4月 慶應義塾大学理工学部教授 平成10年3月 米国カリフォルニア大学バークレイ校客員教授 平成13年5月 慶應義塾大学理工学部部長 同大学大学院理工学研究科委員長 平成19年4月 慶應義塾大学名誉教授 中部大学教授 同大学総合工学研究所所長 平成23年4月 学校法人中部大学学監（現任） 平成23年6月 中部大学中部高等学術研究所所長（現任） 平成24年3月 三菱鉛筆株式会社社外監査役（現任） 平成24年4月 中部大学特任教授（現任） 平成25年6月 当社取締役（現任）	(注) 3	—
常勤監査役		巳亦 力	昭和19年6月14日生	昭和38年4月 株式会社日立製作所入社 平成元年2月 日立東京エレクトロニクス株式会社出向 平成5年2月 同社入社 平成11年2月 同社退社 平成11年3月 株式会社新川入社 平成13年6月 同社取締役 平成16年6月 同社常務取締役 平成20年6月 同社常務取締役退任 平成20年6月 同社顧問 平成21年6月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	—
常勤監査役		高柳 忠雄	昭和27年3月28日生	昭和49年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成17年7月 同行退社 平成17年7月 株式会社銭高組執行役員営業部長 平成19年3月 同社退社 平成19年6月 当社常勤監査役（現任）	(注) 5	—
監査役		黒沼 忠彦	昭和19年2月28日生	昭和43年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成9年3月 同行退社 平成9年3月 日本レーシングリース株式会社取締役 平成10年10月 同社常務取締役 平成16年2月 同社特別参与 平成19年3月 同社非常勤参与 平成19年6月 当社監査役（現任）	(注) 5	—
監査役		田辺 邦子	昭和20年4月1日生	昭和48年4月 弁護士登録 昭和57年2月 田辺総合法律事務所入所 パートナー就任（現任） 平成15年6月 大同メタル工業株式会社監査役（現任） 平成23年6月 当社監査役（現任）	(注) 5	—
計						1,711

- (注) 1. 取締役稲崎 一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役4氏全員は、社外監査役であります。
3. 平成25年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 平成25年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成23年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

※コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

株主の他、取引先、地域社会、従業員などのステークホルダーにとって納得性の高い経営を実現することがコーポレート・ガバナンスに対する当社の基本的な考えです。そしてこの納得性の高い経営を実現していくために、当社、特に経営者は「ディスコの社会的地位の向上」及び「ステークホルダーとの最良の価値交換の実現」を追究し続ける必要があると考えております。

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(イ) 会社の機関の基本説明

当社は、監査役設置会社であり、かつ社外取締役を選任しております。会社の機関として会社法に規定する取締役会および監査役会を設置しております。

(ロ) 会社の機関、主な会議体等の内容

取締役会は、機動的な経営判断ができるよう社外取締役を含め、6名（男性6名）という少人数で構成しており、重要な業務執行および法定事項について決定するとともに業務執行の監督を行っています。取締役会は毎月1回定期開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

社外取締役は1名ですが、独立役員として指定しており、取締役会における議決権を有していることから、経営に対する監督機能の実効性を確保しております。

また、重要な事項を審議する会議体として、取締役会で選定された取締役および常勤監査役で構成する「経営会議」を設けており、取締役会に提案したり、社長の意思決定を支援しています。

さらに、常勤の取締役は、毎月幹部社員全員が参加する「幹部会」に出席し、事業の状況把握と情報共有化を図っています。

当社は、執行役員制度を導入しており、4名（男性4名）で構成しております。執行役員は、経営マネジメントの一員として責任ある意思決定を行い、経営執行の質を一層向上させる職責を担っております。社長が執行役員の職務を統括・指揮し、取締役会および各取締役は、執行役員の職務の執行を監督する体制を取っております。

監査役会は、全員が社外監査役の4名（男性3名、女性1名）で構成されており、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく監査の公平性や中立性を維持する体制を十分整えております。期初に監査方針、監査計画、役割分担を決め、各監査役はそれに従って取締役会、経営会議、幹部会、子会社四半期会議等の重要会議に出席するなど、取締役の職務執行の監査を行っています。監査役会は原則として毎月1回定期開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

(ハ) 現状のガバナンス体制を採用している理由

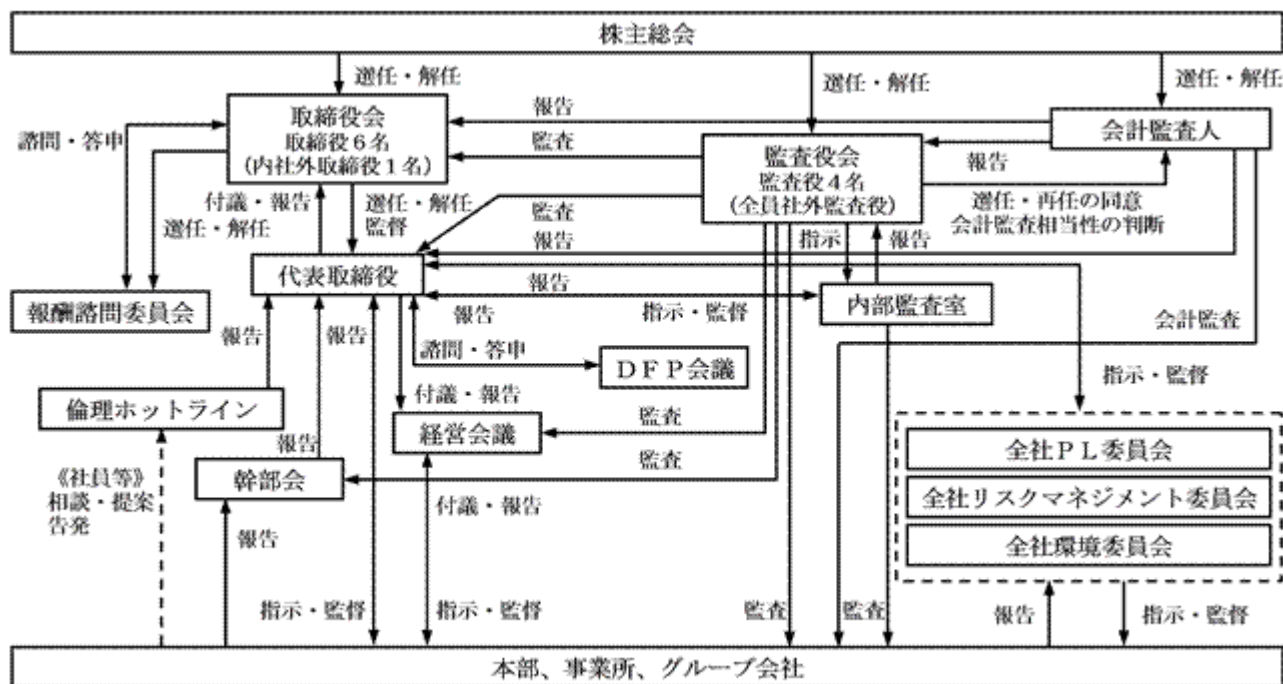
社外取締役を選任している理由は、独立役員である社外取締役の取締役会における議決権の行使により、経営全般および利益相反の監督機能を強化するためであります。また、社外取締役の存在は、コーポレート・ガバナンスの向上に資すると考えております。

監査役全員を社外監査役で構成し、全員を独立役員に指定することにより、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく監査の公平性や中立性を維持する体制を構築しています。

また、社外の視点を取り入れることにより、取締役会に緊張感が生まれ、社外の者でも理解できる説明が必要とされるため、経営判断のプロセスの透明性がより高まるものと考えております。

(二) ガバナンス相関図

会社の機関、会議体等におけるガバナンスの関係は次図のとおりです。



② 監査役監査、内部監査の状況

(イ) 監査役監査及び内部監査の状況

会計監査人とは定期的に年3回、会計監査の計画、方法と結果の報告を受けるなど相互連携に努めるほか、内部統制の整備状況の監視・検証、監査報酬の妥当性の検討など、必要に応じて随時情報・意見交換を行っております。

当社監査役4名全員が社外監査役であり、社外の視点をとり入れることにより取締役会に緊張感が生まれ、社外の者でも理解できる説明が必要とされるため、経営判断のプロセスの透明性がより高まるものと考えております。

監査役1名につきましては、当社の事業領域における豊富な経験や高い見識を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言や発言をしていただけると判断しております。

監査役2名につきましては、金融関係の業務に長年携わってきた識見と経験から、財務・会計に関する高い知見を有しており、経営全般に対する監督と有効な助言や発言をしていただけると判断しております。

監査役1名につきましては、弁護士として企業法務に精通していることから、取締役会に対する有益な助言をいただくとともに、経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査をしていただけると判断しております。

監査役は、内部監査室やその他の部門の社員に対し、監査役が行う監査業務に必要な事項を遂行させることができ、当該事項を遂行する社員は、その遂行に当たり取締役、幹部社員等の指揮命令、関与を受けないサポート体制を整えております。内部監査室やその他の部門の社員は、監査役に対し、内部監査の実施状況はもとより、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、内部通報制度に基づく情報など、予め取締役会と協議して定めた監査役会に対する報告事項について、適切かつ迅速に報告しております。

(ロ) 会計監査の状況

会計監査は平成15年度より、有限責任 あずさ監査法人に依頼しており、年3回の四半期と本決算の監査時以外にも、監査法人の求めに応じて随時、必要なデータを提出しております。監査業務を執行した公認会計士は、磯貝 和敏、富永 淳浩の両氏で、監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他10名です。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は4名であります。

社外取締役の稲崎 一郎氏と当社との間には特別な利害関係はありません。昭和59年4月に慶應義塾大学理工学部教授に就任、平成13年5月に慶應義塾大学理工学部長に就任、平成19年4月に慶應義塾大学名誉教授、中部大学教授に就任、平成24年4月に中部大学特任教授に就任いたしました。平成25年6月に当社の非常勤取締役（社外取締役）に就任いたしました。同氏は、三菱鉛筆株式会社の現任の社外監査役（平成24年3月就任）ですが、当社と三菱鉛筆株式会社とは取引および利害関係はありません。

社外監査役の已亦 力氏と当社との間には特別な利害関係はありません。昭和38年4月に株式会社日立製作所に入社、平成5年2月に退職いたしました。平成5年2月に日立東京エレクトロニクス株式会社に入社、平成11年2月に退職いたしました。平成11年3月に株式会社新川に入社、平成21年6月に退職いたしました。平成21年6月より当社の常勤監査役（社外監査役）に就任しております。なお、株式会社日立製作所は当社の取引先ではありますが、主要な取引先ではありません。

社外監査役の高柳 忠雄氏と当社との間には特別な利害関係はありません。昭和49年4月に旧株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）に入行、平成17年7月に退職いたしました。平成17年7月に株式会社銭高組に入社、平成19年3月に退職いたしました。平成19年6月より当社の常勤監査役（社外監査役）に就任しております。なお、株式会社三菱東京UFJ銀行は当社の取引金融機関であります。なお、主要な取引先ではありません。

社外監査役の黒沼 忠彦氏と当社との間には特別な利害関係はありません。昭和43年4月に旧株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）に入行、平成9年3月に退職いたしました。平成9年3月に日本レーシングリース株式会社の取締役役に就任、平成19年3月に退職いたしました。平成19年6月より当社の非常勤監査役（社外監査役）に就任しております。なお、株式会社三菱東京UFJ銀行は当社の取引金融機関であります。なお、主要な取引先ではありません。

社外監査役の田辺 邦子氏と当社との間には特別な利害関係はありません。昭和48年4月に弁護士登録、昭和57年2月に田辺総合法律事務所に入所し、パートナーに就任いたしました。平成23年6月に当社の非常勤監査役（社外監査役）に就任いたしました。なお、同氏は、大同メタル工業株式会社の現任の社外監査役（平成15年6月就任）ですが、当社と大同メタル工業株式会社とは取引および利害関係はありません。

また、同氏が所属する法律事務所と当社との間で顧問契約を締結しておりますが、同法律事務所の売上に比して、当社が支払っている弁護士報酬は少額であり、主要な取引先とはなっており、かつ、同氏は当該顧問契約に含まれておらず、当社からの受任案件は一切関与しておりません。

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」）に従い、社外取締役または社外監査役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがない人物とすることを選任基準のひとつと考えております。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社は企業経営として、効率的な事業運営を行う「事業経営」と、それを支える企業文化や価値観を絶えず共有し続けるための「組織経営」があると考えております。企業として効率性を追求することは非常に重要ですが、短期的な業績の追求が行き過ぎることによって様々な弊害が生じます。また、企業不祥事や事故発生の背景には、企業文化に問題があるケースが多いと言われています。

当社では「企業文化の良質化」を目的とする全社プロジェクトDFP（ディスコ・フューチャー・プロジェクト）に1995年（平成7年）から外部の専門家を加え「経営の主要業務」として継続的に取り組んでおります。

「DISCO VALUES」と呼ぶ価値観の体系を構築し、経営者から一般従業員にいたるまで、良質な企業文化の構築・浸透に力を注いでおります。

リスク管理活動を統轄する組織として代表取締役社長を委員長とした「全社リスクマネジメント委員会」を設置しています。各部門は、年度方針に基づき、平時からリスクの顕在化の未然防止策の継続的見直しや改善を行っています。

⑤ 倫理体制、内部通報制度

当社では、「DISCO VALUES」の中に示された当社の目指すもの、在り方に関する本質的な理解、浸透を進めるとともに、これに沿わないものや反するものを確実に回避するため、倫理的分野のより具体的な規範を「倫理規程」として定めております。また、その確実な浸透を実現するため、重要な経営方針の一つとして、構成員全員が倫理を意識した行動を日常的に実践できるレベルの達成を目指しております。

当社では、遵法経営確立のため内部通報制度を策定し、法令上のみならず「DISCO VALUES」に対して疑義のある行為等について、直接それを報告・告発できる手段として倫理調査委員会（社外弁護士事務所構成）や法務部門等を窓口とするホットラインを設けるとともに、報告等がなされた場合の内容調査、再発防止策の策定・実施、社内教育等を行っています。

⑥ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（イ）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、いかなる反社会的勢力とも関係を持たず、取締役・社員など構成員全員は、反社会的勢力の利用、あるいは反社会的勢力への資金の提供や協力、加担などの一切の関わりを持たない。

（ロ）反社会的勢力排除に向けた整備状況

（a）反社会的勢力との関係遮断の明文化

倫理的な分野におけるルールを規定した「倫理規程」を策定し、その中に反社会的勢力との関係を遮断することを明記している。

（b）社内体制の整備状況

（i）当社の企業倫理への取り組みは、「倫理規程」全文を当社のホームページに公開し、法令を遵守し、非道徳的と考えられている事柄は絶対に行わないという強い意志のもとに、組織全体で実践していることを示している。

（ii）取締役・社員など構成員全員が倫理的な行動が実践されているかを確認するためのサポートシステムを構築し、また、企業倫理向上に向けた提案の受付のために、相談・報告の窓口を設置している。

（iii）反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応統括部署を設け、不当要求防止責任者を設置している。

（iv）対応統括部署は、警察が主催する連絡会、特殊暴力防止対策連合会等、外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力排除活動に積極的に参加している。

また、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援する。

⑦ 役員報酬の内容

(イ) 報酬等の額またはその算定方法にかかる決定に関する方針の内容および決定方法

(a) 報酬の方針の内容

(i) 報酬の目的（報酬哲学）

当社では、報酬哲学として次の報酬原則を定めています。

- ・株主価値向上を促進すると共に、取締役が株主との利益を共有する報酬制度であること
- ・ディスコの事業戦略上の業績目標の達成を動機づける報酬制度であること
- ・競争力ある報酬水準を提供することにより、当社の価値観DISCO VALUESを共有し、企業の成長に貢献する優秀な人材が共に働いていきたいと思う報酬水準であること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観性・透明性の高いものであること

(ii) 報酬水準

報酬水準については、目的の3つ目にあるとおり、同輩企業（半導体製造装置メーカー、半導体・電子部品メーカー）と比較して「競争力ある、遜色のない水準」を目指しています。具体的には、外資系大手コンサルティング会社が毎年行う経営者報酬データベースに参加して、同輩企業群の役位別報酬の中位値程度を目安として決定しています。

(iii) 報酬ミックス

取締役の報酬は、(a) 毎月支給される基本報酬、(b) 取締役賞与、(c) 通常のストックオプション、(d) 株式報酬型ストックオプションの4種類で構成しています。このうち、(a) のみが固定的報酬で、(b) ～ (d) は全て業績連動報酬です。固定的報酬と業績連動報酬の比率は、標準的な目標業績を達成した場合は、1.00対0.94～1.00 とほぼ半々になっています。

(iv) 業績連動報酬の仕組み

取締役賞与は短期インセンティブとして位置付け、役位別基準額をベースに、連結・単体の売上高経常利益率に基づいて変動させる仕組みになっており、変動幅は、0～4.5倍となっています。

通常のストックオプションは、中期インセンティブとして位置付け、役位ごとに基準額を設定し、権利付与の2年後から6年間権利行使可能としています。

株式報酬型ストックオプションは、従来の退職慰労金に代わるもの（退職慰労金制度は平成16年6月に廃止）で、長期インセンティブとして位置付け、退任した後に限り権利行使可能（ただし、付与日から20年間）としています。

(v) 監査役報酬

監査役報酬については、監査役協議にて決定しており、高い独立性の確保から業績との連動は行わず、固定的月額報酬のみを支給することにしています。

(b) 報酬決定方法

(i) 報酬諮問委員会の位置付け

コーポレート・ガバナンスに関する施策の一つとして各取締役の報酬を公平中立に決定することを目的とした報酬諮問委員会を設置しております。位置づけとして、取締役会へ答申を行う諮問機関となっており、平成25年3月期は、6回開催しました。

(ii) 構成メンバー

委員長1名、委員2名以上で構成し、委員長は、代表取締役会長が就任し、委員は取締役会で選任しております。現在は、社内取締役2名、社外取締役1名および取締役経験者1名の計4名となっています。監査役も審議の状況と結果の適正・妥当性を確認するため出席しております。

(iii) 権限と責任

報酬諮問委員会は、役員報酬の方針、報酬戦略の策定、役員報酬制度の検討、個人別支給額および具体的算定方法・内容について検討し、取締役・執行役員に関する事項は取締役会に答申、監査役に関する事項は監査役会に助言しています。特に役員報酬規制や役員報酬を取り巻く環境の変化を踏まえ、役員報酬制度について常に見直すとともに、報酬水準については、毎年、外資系コンサルティング会社が行う経営者報酬データベースに参加して、同輩企業の報酬水準と比較検討しています。

(iv) 報酬決定方法の透明性・客観性を高めるため、上記各事項を定めた規程として、取締役報酬規程、監査役報酬規程、報酬諮問委員会規程の各内規があり、また報酬諮問委員会が開かれる都度、議事録を作成しています。

(ロ) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役除く)	432	206	125(61)	100	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	0
社外役員						
取締役	—	—	—	—	—	0
監査役	43	43	—	—	—	4

- (注) 1. 取締役の員数は、平成25年3月31日現在5名ですが、うち1名は無報酬の取締役です。なお、取締役の員数には、平成23年8月22日付で退任した取締役が1名含まれています。
2. 使用人兼務取締役はありません。
3. スtockオプションのうち株式報酬型Stockオプションの金額を()で内書表示しています。
4. 当社の監査役は全員社外役員であります。
5. 取締役の報酬限度額は、基本報酬については平成13年6月28日開催の第62回定時株主総会において年額3億円以内およびStockオプションについては平成18年6月23日開催の第67回定時株主総会において年額1億60百万円以内と決議されています。
6. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月23日開催の第70回定時株主総会において年額65百万円以内と決議されています。

(ハ) 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額等 (百万円)				報酬等の総額 (百万円)
			基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
溝呂木 斉	取締役	提出会社	72	46(22)	35	—	154
関家 一馬	取締役	提出会社	72	46(22)	35	—	154

- (注) 1. 連結子会社の役員としての報酬はありません。
2. 使用人兼務取締役ではありません。
3. Stockオプションのうち株式報酬型Stockオプションの金額を()で内書表示しています。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は16名以内とする旨定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑩ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫ 株式の保有状況

(イ) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
5銘柄 53百万円

(ロ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	40,000	16	企業間取引の強化
(株)山口フィナンシャルグループ	10,000	7	企業間取引の強化
京セラ(株)	1,000	7	企業間取引の強化
ローム(株)	1,000	4	企業間取引の強化
(株)南陽	16,500	7	企業間取引の強化

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	40,000	22	企業間取引の強化
(株)山口フィナンシャルグループ	10,000	9	企業間取引の強化
京セラ(株)	1,000	8	企業間取引の強化
ローム(株)	1,000	3	企業間取引の強化
(株)南陽	16,500	9	企業間取引の強化

(ハ) 保有目的が純投資目的の投資株式

該当事項はありません。

(ニ) 保有目的を変更した投資株式

該当事項はありません。

《内部統制システム構築の基本方針》

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を定める。当該の体制は、既に社内を導入、運営しているものであるが、その目的、意義を充分理解し、今後も継続して実現性の向上及び体制の改善、充実に努める。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当社は、「DISCO VALUES」（「社会性」と「普遍性」を基礎として当社の価値観、即ち進むべき方向や企業としてのあるべき姿を体系的に示すもの）のもとに取締役・社員など構成員全員が良好な価値観を共有し、「DISCO VISION」（2020年(平成32年)までに実現したい当社の企業像、すなわち到達すべき目標地点を示すもの）の達成と、社会的存在としての企業の使命を全うしていくことを目指す。そのため、代表取締役社長をはじめとする取締役が率先して「DISCO VALUES」の浸透活動を進めるとともに、構成員全員が日々の経営、事業活動にその内容を確実に反映させることにより透明性、公正性の高い企業を築く。
- (ロ) 当社は、「DISCO VALUES」のなかに示された当社の目指すもの、在り方に関する本質的な理解、浸透を進めるとともに、これに沿わないものや反するものを確実に回避するため、倫理的分野のより具体的な規範を「倫理規程」として定める。そしてその確実な浸透を実現するため、重要な経営方針の一つとして、構成員全員が倫理を意識した行動を日常的に実践できるレベルを達成する。
- (ハ) 遵法経営確立のため内部通報制度を策定し、法令上疑義のある行為について、直接それを報告・告発できる手段として倫理調査委員会（社外弁護士事務所構成）や法務部門等を窓口とするホットラインを設けるとともに、報告等がなされた場合の内容調査、再発防止策の策定・実施、社内教育等を確実に行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に伴う重要な意思決定と、それに基づく執行に関する文書・データ（電磁的記録を含む）について適正に保存、管理するため、情報マネジメント全般に亘る体制を整備する。文書・データはその重要度に応じて適切な保存・管理を行い、取締役の職務執行に係る適正性、効率性を確認するため調査が必要な場合に、アクセスが適切に行える体制を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメントを経営の最重要課題の一つとして捉え、あらゆるリスクへの対応を図るため、代表取締役社長を委員長とする全社リスクマネジメント委員会を設け、リスク管理体制の構築・整備、リスク対応戦略の協議、リスク発生時の対応方針の決定等を行う。また、具体的な展開活動を行うため総務部が平時からリスクの顕在化、影響評価、防止・軽減策の策定を行うとともに、関係部門と共同で施策を実施する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社は、当社の社会的使命を果たすためのビジネステーマを「高度なKiru・Kezuru・Migaku技術」を核とする事業領域に絞り込み、これを深く追求し専門性を高めることを経営の基礎とすることを取締役、社員など構成員全員が理解、共有するとともに、取締役はこの方針のもとに経営資源の確実な集中を実現する。
- (ロ) 当社は、取締役が機動的な経営判断、執行が行える体制を構築するため、取締役会を中心として経営会議、幹部会等の会議体を設けるとともに、ITシステムを全社展開し効率的な情報伝達、分析・検討、意思決定を実現する。
- (ハ) 取締役は「DISCO VISION」をはじめとする経営課題の達成のため、部門ごとに年度目標を設定させ、その計画、実行、検証、改善のサイクルを通じて、適切な指示、管理を行う。また、全社的に業務の改善、効率化を促進するためPIM活動(Performance Innovation Management)を継続して展開する。
- (ニ) 業績は月次を単位として取締役に報告され、取締役は経営会議、幹部会等においてこの結果をレビューし、詳細な分析・検討のもとに必要な指示を行うとともに、各年度における進捗状況を管理する。
- (ホ) 自社の状況を的確に判断し経営方針、経営計画を最良の方法で実践するためには、活動組織単位と、さらに個々の構成員単位で会計情報を捉える機能を持つ管理会計が必要であり、意志を持った有機的な組織の実体を反映し、各組織および各構成員が自律的に最良な機能を果たすために有効な管理会計システムを全社展開する。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社は、国内・海外の関係会社（以下、本⑤項において関係会社という）に対する全般的な経営指導、管理方針および管理手続等を規定化し、かつ非常勤役員を派遣し、経営上の重要な課題、計画、施策等の策定をサポートするとともに、遵法経営の維持・推進等をチェックする。
 - (ロ) 関係会社の事業遂行状況、業績の管理は、経営会議において業績等の定期報告を受け、この結果をレビューし、詳細な分析・検討のもとに必要な指示を行うとともに、各年度における事業計画の進捗状況を管理する。
 - (ハ) 監査役は連結経営に対応したグループ会社全体の監視・監査を実効的かつ適正に行うため、関係会社に出向き定例的に業務監査を実施する他、内部監査室・会計監査人との緊密な連携等の確な体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役会は、内部監査室その他の部門の社員に対し、監査役が行う監査業務に必要な事項を遂行させることができる。当該事項を遂行する社員は、その遂行に当たり取締役、幹部社員等の指揮命令、関与を受けない。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (イ) 監査役は、取締役会、経営会議、幹部会、子会社四半期会議等の重要会議に出席し、経営状況・意思決定プロセスについて常時把握、監査する。
 - (ロ) 監査役に対し、内部監査の実施状況はもとより、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実、内部通報制度に基づく情報など、予め取締役会と協議して定めた監査役会に対する報告事項について、迅速かつ有効に報告する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査役は、独立の立場の保持に努め、定期的に、また必要に応じ随時、代表取締役と会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深める。
 - (ロ) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行う。

《財務報告に係る内部統制に関する基本方針》

当社グループが行う財務報告を正確で信頼性の高いものとするため、財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価に関する基本方針を以下のとおり定める。

① 原則

- (イ) 当社グループが行う財務報告は、「DISCO VALUES」に掲げる「一級の企業活動」にふさわしいものでなければならない。
- (ロ) ステークホルダーに対する「透明性の高いガバナンス」を実現するためには、財務報告の正確性と信頼性の確保が不可欠である。
- (ハ) 当社グループにおける財務報告に係る内部統制は、効率性も追求しながら業務の最適化を図ることを真のねらいとする。

② 財務報告に係る内部統制の責任者

代表取締役社長および財務担当取締役は、当社グループにおける財務報告に係る内部統制に関する事項について連帯して責任を負う。

③ 所管部門

当社グループにおける財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務担当取締役の指示のもと、サポート本部内部統制チームが所管する。

④ 評価の基準

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価にあたっては、金融庁の企業会計審議会が公開する「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（以下「意見書」という）を一般に公正妥当と認められる基準として採用し、その記載内容に準拠して評価を行う。

⑤ 評価の体制

財務報告に係る内部統制の評価は、サポート本部内部統制チームと内部監査室が共同で行い、代表取締役社長および財務担当取締役が結果を承認する。

⑥ 評価の計画と範囲

財務報告に係る内部統制の評価の計画と範囲は、年度毎にサポート本部内部統制チームが定め、代表取締役社長および財務担当取締役の承認を得て決定する。ただし、評価の範囲は「意見書」に示されている水準を上回るものとする。

⑦ 教育・訓練

サポート本部内部統制チームは、この基本方針を遵守するために必要な社内教育および訓練を実施する。

⑧ 懲罰

役員および従業員等がこの基本方針に反する行為を行った場合、または財務報告に係る内部統制を無効とするような行為を行った場合には、社内規程に基づいて処分を行う。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	41	10	41	-
連結子会社	10	-	9	-
計	52	10	50	-

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

当社の連結子会社であるDISCO HI-TEC AMERICA, INC., DISCO HI-TEC(SINGAPORE) PTE LTD, DISCO HI-TEC EUROPE GmbHおよびDISCO HI-TEC CHINA CO., LTD.他3社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMG LLPおよびKPMG AG等に対して、監査証明業務に基づく報酬24百万円、非監査業務に基づく報酬15百万円を支払っております。

（当連結会計年度）

当社の連結子会社であるDISCO HI-TEC AMERICA, INC., DISCO HI-TEC(SINGAPORE) PTE LTD, DISCO HI-TEC EUROPE GmbHおよびDISCO HI-TEC CHINA CO., LTD.他3社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMG LLPおよびKPMG AG等に対して、監査証明業務に基づく報酬29百万円、非監査業務に基づく報酬24百万円を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「IFRS（国際財務報告基準）に関するアドバイザリー業務」を委託し、その対価を支払っております。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等の独立性を損なわないような体系を保持することを前提として、監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を勘案して決定しております。

また、監査報酬は監査役会の同意を得て、取締役会の承認をもって決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1)当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,170	31,699
受取手形及び売掛金	※4 27,074	※4 25,272
商品及び製品	6,957	7,641
仕掛品	8,424	9,125
原材料及び貯蔵品	10,382	11,708
繰延税金資産	1,431	1,927
その他	2,419	2,229
貸倒引当金	△24	△48
流動資産合計	71,834	89,556
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1 29,558	※1,3 29,468
機械装置及び運搬具（純額）	※1 8,345	※1 9,692
工具、器具及び備品（純額）	※1 706	※1 597
土地	12,968	※3 13,021
建設仮勘定	3,611	2,735
有形固定資産合計	55,189	55,515
無形固定資産	690	992
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 1,331	※2 2,141
繰延税金資産	321	408
長期預金	5,200	5,200
その他	※2 1,412	※2 1,912
貸倒引当金	△203	△67
投資その他の資産合計	8,062	9,595
固定資産合計	63,942	66,102
繰延資産	13	8
資産合計	135,789	155,667

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※4 10,780	※4 4,499
電子記録債務	—	※4 8,191
短期借入金	183	※3 250
1年内返済予定の長期借入金	249	※3 675
未払法人税等	521	2,125
賞与引当金	1,923	2,035
役員賞与引当金	150	146
製品保証引当金	238	260
建物解体費用引当金	—	98
その他	※4 6,745	※4 5,614
流動負債合計	20,792	23,896
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	10,000	9,085
長期借入金	287	※3,5 9,674
退職給付引当金	1,559	1,800
役員退職慰労引当金	58	41
資産除去債務	36	90
その他	518	523
固定負債合計	12,460	21,214
負債合計	33,253	45,110
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,517	14,517
資本剰余金	15,651	15,654
利益剰余金	73,858	79,343
自己株式	△823	△798
株主資本合計	103,204	108,716
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5	12
為替換算調整勘定	△1,980	△128
その他の包括利益累計額合計	△1,974	△116
新株予約権	980	1,223
少数株主持分	325	731
純資産合計	102,536	110,556
負債純資産合計	135,789	155,667

②【連結損益及び包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高	89,241	93,707
売上原価	※1,3 47,635	※1,3 49,014
売上総利益	41,606	44,692
販売費及び一般管理費	※2,3 30,944	※2,3 33,090
営業利益	10,661	11,601
営業外収益		
受取利息	51	43
負ののれん償却額	29	—
持分法による投資利益	132	215
助成金収入	65	169
為替差益	208	—
その他	238	265
営業外収益合計	726	694
営業外費用		
支払利息	26	48
売上割引	24	22
減価償却費	78	68
為替差損	—	547
その他	20	23
営業外費用合計	150	709
経常利益	11,237	11,586
特別利益		
固定資産売却益	※4 17	※4 2
投資有価証券売却益	—	146
新株予約権戻入益	5	12
退職給付に係る簡便法から原則法への変更差額	13	—
その他	0	0
特別利益合計	38	160
特別損失		
固定資産除売却損	※5,6 31	※5,6 133
減損損失	—	※7 598
投資有価証券評価損	13	49
特別退職金	52	40
工場移転費用	73	—
建物解体費用引当金繰入額	—	98
その他	1	1
特別損失合計	173	921
税金等調整前当期純利益	11,102	10,825
法人税、住民税及び事業税	3,227	3,892
法人税等調整額	703	△534

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
法人税等合計	3,930	3,357
少数株主損益調整前当期純利益	7,171	7,467
少数株主損失(△)	△23	△5
当期純利益	7,195	7,473
少数株主損失(△)	△23	△5
少数株主損益調整前当期純利益	7,171	7,467
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△0	6
為替換算調整勘定	△224	1,680
持分法適用会社に対する持分相当額	△100	219
その他の包括利益合計	※8 △325	※8 1,906
包括利益	6,846	9,373
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,868	9,331
少数株主に係る包括利益	△22	42

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	14,517	14,517
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	14,517	14,517
資本剰余金		
当期首残高	15,644	15,651
当期変動額		
自己株式の処分	6	2
当期変動額合計	6	2
当期末残高	15,651	15,654
利益剰余金		
当期首残高	68,988	73,858
当期変動額		
剰余金の配当	△2,324	△1,988
当期純利益	7,195	7,473
当期変動額合計	4,870	5,484
当期末残高	73,858	79,343
自己株式		
当期首残高	△862	△823
当期変動額		
自己株式の取得	△0	△1
自己株式の処分	39	25
当期変動額合計	39	24
当期末残高	△823	△798
株主資本合計		
当期首残高	98,287	103,204
当期変動額		
剰余金の配当	△2,324	△1,988
当期純利益	7,195	7,473
自己株式の取得	△0	△1
自己株式の処分	46	28
当期変動額合計	4,917	5,511
当期末残高	103,204	108,716

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	6	5
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	6
当期変動額合計	△0	6
当期末残高	5	12
為替換算調整勘定		
当期首残高	△1,654	△1,980
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△326	1,851
当期変動額合計	△326	1,851
当期末残高	△1,980	△128
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△1,647	△1,974
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△326	1,858
当期変動額合計	△326	1,858
当期末残高	△1,974	△116
新株予約権		
当期首残高	767	980
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	213	242
当期変動額合計	213	242
当期末残高	980	1,223
少数株主持分		
当期首残高	225	325
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	99	406
当期変動額合計	99	406
当期末残高	325	731
純資産合計		
当期首残高	97,633	102,536
当期変動額		
剰余金の配当	△2,324	△1,988
当期純利益	7,195	7,473
自己株式の取得	△0	△1
自己株式の処分	46	28
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△13	2,507
当期変動額合計	4,903	8,019
当期末残高	102,536	110,556

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	11,102	10,825
減価償却費	5,944	5,939
減損損失	—	598
負ののれん償却額	△29	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	13	49
持分法による投資損益 (△は益)	△132	△215
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	135	△122
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△616	90
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	4	△4
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△58	12
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	466	240
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△146
有形固定資産除売却損益 (△は益)	14	131
助成金収入	△65	△169
受取利息及び受取配当金	△57	△49
支払利息	26	48
売上債権の増減額 (△は増加)	993	3,154
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,693	△2,810
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,791	1,856
未払金の増減額 (△は減少)	△536	△1,393
その他	1,649	△650
小計	14,368	17,384
利息及び配当金の受取額	107	42
利息の支払額	△6	△54
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△8,364	△2,236
助成金の受取額	65	169
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,170	15,305
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△7,899	△5,432
有形固定資産の売却による収入	110	43
投資有価証券の取得による支出	△804	△445
投資有価証券の売却による収入	—	197
短期貸付金の純増減額 (△は増加)	△0	△0
長期貸付けによる支出	—	△858
長期貸付金の回収による収入	9	9
無形固定資産の取得による支出	△90	△252
定期預金の預入による支出	△3,000	△10,000
定期預金の払戻による収入	340	3,000
その他	11	△40
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,323	△13,779

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	183	66
長期借入れによる収入	—	10,080
長期借入金の返済による支出	△249	△267
社債の償還による支出	—	△915
自己株式の取得による支出	△0	△1
自己株式の売却による収入	25	23
配当金の支払額	△2,321	△1,987
少数株主からの払込みによる収入	144	409
少数株主への払戻による支出	—	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,218	7,407
現金及び現金同等物に係る換算差額	△421	573
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△7,792	9,506
現金及び現金同等物の期首残高	19,830	12,038
現金及び現金同等物の期末残高	※ 12,038	※ 21,544

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 16社

連結子会社の名称

(株)テクニスコ

(株)ディスコ アプレイシブ システムズ

(株)ダイイチコンポーネンツ

DISCO HI-TEC AMERICA, INC.

DISCO HI-TEC(SINGAPORE)PTE LTD

DISCO HI-TEC(MALAYSIA)SDN.BHD.

DISCO HI-TEC(THAILAND)CO.,LTD.

DISCO HI-TEC(VIETNAM)CO.,LTD.

DISCO HI-TEC EUROPE GmbH

DISCO HI-TEC FRANCE SARL

DISCO HI-TEC U.K.LTD.

DISCO HI-TEC CHINA CO.,LTD.

DISCO HI-TEC TAIWAN CO.,LTD.

TECNISCO(SuZhou)Co.,Ltd.

DD Diamond Corporation

DAA Inc.

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

DISCO HI-TEC MOROCCO SARL

(株)KKMインベストメント

DHK Solution Corporation

DISCO HI-TEC PHILIPPINES, INC

DISCO HI-TEC KOREA Corporation

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 1社

会社の名称

DHK Solution Corporation

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社DISCO HI-TEC MOROCCO SARL、(株)KKMインベストメント、DISCO HI-TEC PHILIPPINES, INC、DISCO HI-TEC KOREA Corporation及び関連会社(株)アブライドプレジジョン、Shanghai Zhaoyi Electronics Technology Co., Ltd.については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、DISCO HI-TEC CHINA CO., LTD.、TECNISCO(SuZhou)Co., Ltd.、DD Diamond Corporation及びDAA Inc.の決算日は、12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、DISCO HI-TEC CHINA CO., LTD.及びTECNISCO(SuZhou)Co., Ltd.については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

また、DD Diamond Corporation及びDAA Inc.については、12月31日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- ロ、デリバティブ
時価法を採用しております。
- ハ、たな卸資産
通常の販売目的で保有するたな卸資産
評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
商品・原材料
当社は総平均法を、連結子会社は主として移動平均法を採用しております。
製品・仕掛品
精密加工装置については個別法を、精密加工ツールについては主として総平均法を採用しております。
貯蔵品
主として最終仕入原価法を採用しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ、有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。
（ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。）
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 2～47年 機械装置及び運搬具 2～12年
- ロ、無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ハ、リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 繰延資産の処理方法
社債発行費
社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
- イ、貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ、賞与引当金
従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ、役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ニ、製品保証引当金
製品保証期間中の製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績等を基礎として計上しております。
- ホ、建物体解体費用引当金
建物の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる解体費用を計上しております。
- ヘ、退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ト、役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に備えるため、連結子会社2社は内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、振当処理を行い、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…通貨スワップ及び金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建借入金及び借入金利息

ハ. ヘッジ方針

主に当社の内規である「リスク管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、振当処理の要件を充たしているため、また、金利スワップについては、特例処理の要件を充たしているため、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

1. 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用は、連結貸借対照表の純資産の部において税効果を調整した上で認識し、積立状況を示す額を負債又は資産として計上する方法に改正されました。また、退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法が改正されました。

2. 適用予定日

平成26年3月期の期末より適用予定です。ただし、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正は、平成27年3月期の期首より適用予定です。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3 月31日)
減価償却累計額	36,716百万円	42,242百万円
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額 前連結会計年度 194百万円、当連結会計年度 793百万円が含まれております。		

※ 2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3 月31日)
投資有価証券(株式)	1,002百万円	1,551百万円
その他(出資金)	16	16

※ 3. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3 月31日)
建物及び構築物	－百万円	1百万円
土地	－	280
計	－	281

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3 月31日)
短期借入金	－百万円	250百万円
1年内返済予定の長期借入金	－	48
長期借入金	－	238
計	－	537

当該債務に係る根抵当権の極度額は200百万円であります。

※ 4. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形及び電子記録債務の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3 月31日)
受取手形	74百万円	38百万円
支払手形	986	243
電子記録債務	－	1,936
設備関係支払手形(流動負債「その他」)	9	5
営業外電子記録債務(流動負債「その他」)	－	24

※ 5. シンジケートローン方式によるターム・ローン契約

当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン方式によるターム・ローン契約には、下記財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- ① 各連結会計年度末日において、単体の貸借対照表純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は平成24年3月期決算の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 各連結会計年度の決算期の末日における単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。

借入実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
長期借入金	－百万円	5,000百万円

6. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

(1) 当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
当座貸越限度額	12,475百万円	13,698百万円
借入実行残高	－	－
差引額	12,475	13,698

(2) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と平成22年3月31日において貸出コミットメント契約を締結しております。

貸出コミットメント契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
貸出コミットメントの総額	17,000百万円	17,000百万円
借入実行残高	－	－
差引額	17,000	17,000

なお、貸出コミットメント契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- ① 各連結会計年度末日において、単体の貸借対照表純資産の部の金額を、平成21年3月期決算の末日における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 株式会社日本格付研究所による当社の長期債務格付を、BBB－以上に維持すること。

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と平成24年9月4日において貸出コミットメント契約を締結しております。

貸出コミットメント契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
貸出コミットメントの総額	－百万円	18,000百万円
借入実行残高	－	－
差引額	－	18,000

なお、貸出コミットメント契約につきましては、主に以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- ① 各連結会計年度末日において、単体の貸借対照表純資産の部の金額を、平成24年3月期決算の末日における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各連結会計年度の決算期の末日における単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。

(連結損益及び包括利益計算書関係)

※1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	96百万円	179百万円

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
荷造運搬費	1,490百万円	1,635百万円
販売手数料	2,175	2,594
製品保証費	1,325	1,185
給料及び賞与	6,361	6,831
貸倒引当金繰入額	138	22
賞与引当金繰入額	1,102	1,225
役員賞与引当金繰入額	143	146
減価償却費	1,402	1,336
研究開発費	9,323	10,249

※3. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
	9,331百万円	10,266百万円

※4. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物及び構築物	15百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	2	1
工具、器具及び備品他	－	1
計	17	2

※5. 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物及び構築物	－百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	4	0
工具、器具及び備品他	0	0
計	4	1

※ 6. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
建物及び構築物	2百万円	57百万円
機械装置及び運搬具	24	71
工具、器具及び備品他	1	3
計	27	132

※ 7. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
広島県呉市	工場	建物及び構築物等

当社グループは、報告セグメントを基準としてグルーピングを行っており、遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の資産は新工場の建設に伴い取壊し予定であるため、当連結会計年度において、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（598百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物575百万円、機械装置及び運搬具21百万円、工具、器具及び備品 1 百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、転用可能な資産以外については売却可能性が見込めないため、取壊し時の価額を零としております。

前連結会計年度については、該当事項ありません。

※ 8. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△1百万円	10百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	△1	10
税効果額	1	△3
その他有価証券評価差額金	△0	6
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△224	1,668
組替調整額	—	12
税効果調整前	△224	1,680
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△224	1,680
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△100	219
その他の包括利益合計	△325	1,906

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	34,004	-	-	34,004
合計	34,004	-	-	34,004
自己株式				
普通株式(注)1,2	321	0	14	306
合計	321	0	14	306

(注)1.普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2.普通株式の自己株式の株式数の減少14千株は、新株予約権(ストック・オプション)の行使による減少14千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結 会計年度末 残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	980
合計		-	-	-	-	-	980

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,347	40	平成23年3月31日	平成23年6月27日
平成23年11月8日 取締役会	普通株式	977	29	平成23年9月30日	平成23年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	640	利益剰余金	19	平成24年3月31日	平成24年6月27日

当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	34,004	—	—	34,004
合計	34,004	—	—	34,004
自己株式				
普通株式（注）1, 2	306	0	9	297
合計	306	0	9	297

- （注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加0千株、吸収分割に関する反対株主からの買取請求による増加0千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少9千株は、新株予約権（ストック・オプション）の行使による減少9千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結 会計年度末 残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	1,223
合計		—	—	—	—	—	1,223

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	640	19	平成24年3月31日	平成24年6月27日
平成24年11月8日 取締役会	普通株式	1,348	40	平成24年9月30日	平成24年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	539	利益剰余金	16	平成25年3月31日	平成25年6月26日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
現金及び預金勘定	15,170百万円	31,699百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△3,132	△10,154
現金及び現金同等物	12,038	21,544

(リース取引関係)

1. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
(単位：百万円)

	前連結会計年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	1,334	767	567
機械装置	6	3	2
工具、器具及び備品	86	83	2
合計	1,427	854	572

(単位：百万円)

	当連結会計年度(平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	1,334	834	500
機械装置	6	3	2
工具、器具及び備品	6	4	2
合計	1,347	842	505

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	67	67
1年超	505	437
合計	572	505

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払リース料	75	67
減価償却費相当額	75	67

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	168	146
1年超	753	678
合計	922	824

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金、設備資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について必要な資金（貸出コミットメント契約による銀行借入や転換社債型新株予約権付社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、元本が毀損しない預金等に限定しております。

また、デリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定して実施することを原則とし、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの与信管理取扱規程に則り、主な取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うことにより、リスク軽減を図っております。

投資有価証券である株式は、時価のあるものについては市場価格の変動リスクに、また時価のないものについては発行会社の純資産変動リスクに晒されております。当該リスクの管理のため、市場価格や発行会社の財務状況の継続的モニタリングを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債及び転換社債型新株予約権付社債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社グループでは、各社が資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

借入金には主に設備投資にかかる資金調達であり、固定金利による調達及び通貨スワップ取引、金利スワップ取引により支払利息及び返済金額の変動リスクを回避しております。

デリバティブ取引は、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、外貨建ての営業金銭債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約と借入金の通貨スワップ取引及び金利スワップ取引であります。

また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	15,170	15,170	-
(2) 受取手形及び売掛金	27,074	27,074	-
貸倒引当金（※1）	△24	△24	-
受取手形及び売掛金（純額）	27,049	27,049	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	42	42	-
(4) 長期預金	5,200	4,581	△618
資 産 計	47,462	46,844	△618
(1) 支払手形及び買掛金	10,780	10,780	-
(2) 短期借入金	183	183	-
(3) 転換社債型新株予約権付社債	10,000	9,780	△219
(4) 長期借入金（1年内返済予定含む）	537	537	-
負 債 計	21,501	21,281	△219
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(101)	(101)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	(101)	(101)	-

※1 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた、正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	31,699	31,699	—
(2) 受取手形及び売掛金	25,272	25,272	—
貸倒引当金（※1）	△48	△48	—
受取手形及び売掛金（純額）	25,224	25,224	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	53	53	—
(4) 長期預金	5,200	4,942	△257
資 産 計	62,177	61,920	△257
(1) 支払手形及び買掛金	4,499	4,499	—
(2) 電子記録債務	8,191	8,191	—
(3) 短期借入金	250	250	—
(4) 転換社債型新株予約権付社債	9,085	9,044	△40
(5) 長期借入金（1年内返済予定含む）	10,349	10,318	△31
負 債 計	32,375	32,303	△72
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(129)	(129)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(129)	(129)	—

※1 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた、正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

なお、受取手形及び売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期預金

長期預金は、中途解約しない限り元本が保証されており、かつ、利率がマイナスとならないデリバティブ内包型預金（マルチコーラブル預金）であり、その時価は取引金融機関の組込デリバティブ時価評価額をもとに一体処理した金額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、並びに (3) 短期借入金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については市場価格が存在しないため、元利金の合計金額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金(1年内返済予定含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、金利スワップの特例処理の対象とされている長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
非上場株式	1,288	2,087

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、「(3)投資有価証券
其他有価証券」には含めておりません。

前連結会計年度において、非上場株式について13百万円の減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式について49百万円の減損処理を行っております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	15,170	—	—	—
受取手形及び売掛金	27,074	—	—	—
投資有価証券				
其他有価証券のうち満期 があるもの	—	—	—	—
長期預金	—	—	—	5,200
合計	42,245	—	—	5,200

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	31,699	—	—	—
受取手形及び売掛金	25,272	—	—	—
投資有価証券				
其他有価証券のうち満期 があるもの	—	—	—	—
長期預金	—	—	—	5,200
合計	56,971	—	—	5,200

4. 短期借入金、転換社債型新株予約権付社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	183	—	—	—	—	—
転換社債型新株予約権付社債	—	—	10,000	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定含む)	249	49	237	—	—	—
合計	433	49	10,237	—	—	—

当連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	250	—	—	—	—	—
転換社債型新株予約権付社債	—	9,085	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定含む)	675	865	608	600	7,600	—
合計	925	9,950	608	600	7,600	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	35	25	10
	(2) その他	-	-	-
	小計	35	25	10
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	7	8	△1
	(2) その他	-	-	-
	小計	7	8	△1
合計		42	33	9

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	50	29	20
	(2) その他	-	-	-
	小計	50	29	20
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	3	3	△0
	(2) その他	-	-	-
	小計	3	3	△0
合計		53	33	19

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	9,147	-	△101	△101
	ユーロ	60	-	△0	△0
合計		9,207	-	△101	△101

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	10,843	-	△131	△131
	ユーロ	274	-	1	1
合計		11,118	-	△129	△129

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当処理	通貨スワップ取引				
	米ドル	長期借入金	5,000	5,000	(注)
合計			5,000	5,000	

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は、当該の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度（平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引				
	変動受取・固定支払	長期借入金	5,000	5,000	(注)
合計			5,000	5,000	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は、当該の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は確定給付年金制度及び確定拠出年金制度を設けております。また、従業員の退職等の際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。なお、一部の海外連結子会社では、確定拠出型の制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	(単位：百万円) 当連結会計年度 (平成25年3月31日)
イ. 退職給付債務	△6,699	△7,679
ロ. 年金資産	4,839	5,381
ハ. 退職給付引当金	1,559	1,800
ニ. 前払年金費用	—	—
差引（イ＋ロ＋ハ＋ニ）	△299	△497
(差引分内訳)		
ホ. 未認識数理計算上の差異	△299	△536
ヘ. 未認識過去勤務債務（債務の減額）	—	39

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(単位：百万円) 当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
イ. 勤務費用	447	482
ロ. 利息費用	124	133
ハ. 期待運用収益	△71	△73
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	369	145
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	—	△19
ヘ. 退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）	870	669
ト. その他（注）1	250	301
計	1,121	970

(注) 1. 「ト. その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

2. 上記、退職給付費用以外に、前連結会計年度において割増退職金52百万円、当連結会計年度において割増退職金40百万円支払っており、特別損失として計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
2.00%	1.25%

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1.50%	1.50%

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

3年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。）

(5) 数理計算上の差異の処理年数

3年（各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。）

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
販売費及び一般管理費	240	263

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
新株予約権戻入益	5	12

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成16年 株式報酬型 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名	当社取締役 9名 当社従業員 275名 子会社の取締役 および従業員 33名	当社取締役 8名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 15,800株	普通株式 86,000株	普通株式 16,900株
付与日	平成16年7月27日	平成16年10月29日	平成17年7月21日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた 取締役は、退職慰労金に代 えて、当社の取締役を退任 (再任された場合は含まな い。)した後に限り、行使で きる。ただし、平成35年7月 27日より前に割当を受けた 取締役が当社の取締役の地 位を退任しなかった場合、 その取締役は同日以降行使 期間満了までの間、新株予 約権を行使することができる。 (退職慰労金制度は平成16 年に廃止。)	新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時において も、当社の取締役もしくは 従業員(顧問、相談役を含 む。)または当社子会社の 取締役もしくは従業員(顧 問、相談役を含む。)の地位 にあることを要する。ただ し、任期満了による退任、定 年退職その他正当な理由が ある場合にはこの限りでな い。	新株予約権の割当を受けた 取締役は、退職慰労金に代 えて、当社の取締役を退任 (再任された場合は含まな い。)した後に限り、行使で きる。ただし、平成36年7月 31日より前に割当を受けた 取締役が当社の取締役の地 位を退任しなかった場合、 その取締役は同日以降行使 期間満了までの間、新株予 約権を行使することができる。 (退職慰労金制度は平成16 年に廃止。)
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	平成16年10月29日から 平成18年10月29日まで	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	平成16年7月28日から 平成36年6月1日まで	平成18年10月30日から 平成24年10月29日まで	平成17年7月22日から 平成37年7月21日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 株式報酬型 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション A号
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社従業員 326名 子会社の取締役 および従業員 36名	当社取締役 7名	当社取締役 7名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 109,300株	普通株式 8,800株	普通株式 22,800株
付与日	平成17年11月4日	平成18年8月11日	平成18年11月9日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。	新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任(再任された場合は含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成37年8月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。(退職慰労金制度は平成16年に廃止。)	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成17年11月4日から 平成19年11月4日まで	対象勤務期間の定めはありません。	平成18年11月9日から 平成20年11月9日まで
権利行使期間	平成19年11月5日から 平成25年11月4日まで	平成18年8月12日から 平成38年8月11日まで	平成20年11月10日から 平成26年11月9日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成18年 ストック・オプション B号	平成19年 株式報酬型 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション A号
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 326名 子会社の取締役 および従業員 33名	当社取締役 7名	当社取締役 7名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式 67,300株	普通株式 8,900株	普通株式 30,800株
付与日	平成18年11月9日	平成19年8月8日	平成19年11月9日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。	新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任（再任された場合は含まない。）した後に限り、行使できる。ただし、平成38年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。（退職慰労金制度は平成16年に廃止。）	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成18年11月9日から 平成20年11月9日まで	対象勤務期間の定めはありません。	平成19年11月9日から 平成21年11月9日まで
権利行使期間	平成20年11月10日から 平成26年11月9日まで	平成19年8月9日から 平成39年8月8日まで	平成21年11月10日から 平成27年11月9日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

	平成19年 ストック・オプション B号	平成20年 株式報酬型 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション A号
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 350名 子会社の取締役 および従業員 40名	当社取締役 7名	当社取締役 7名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式 74,200株	普通株式 14,000株	普通株式 83,400株
付与日	平成19年11月9日	平成20年8月13日	平成20年11月12日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。	新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任（再任された場合は含まない。）した後に限り、行使できる。ただし、平成39年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。（退職慰労金制度は平成16年に廃止。）	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成19年11月9日から 平成21年11月9日まで	対象勤務期間の定めはありません。	平成20年11月12日から 平成22年11月12日まで
権利行使期間	平成21年11月10日から 平成27年11月9日まで	平成20年8月14日から 平成40年8月13日まで	平成22年11月13日から 平成28年11月12日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

	平成20年 ストック・オプション B号	平成21年 株式報酬型 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション A号
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 377名 子会社の取締役 および従業員 43名	当社取締役 5名	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式 84,700株	普通株式 15,600株	普通株式 29,900株
付与日	平成20年11月12日	平成21年8月6日	平成21年11月13日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。	新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任（再任された場合は含まない。）した後に限り、行使できる。ただし、平成40年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。（退職慰労金制度は平成16年に廃止。）	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成20年11月12日から 平成22年11月12日まで	対象勤務期間の定めはありません。	平成21年11月13日から 平成23年11月13日まで
権利行使期間	平成22年11月13日から 平成28年11月12日まで	平成21年8月7日から 平成41年8月6日まで	平成23年11月14日から 平成29年11月13日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

	平成21年 ストック・オプション B号	平成22年 株式報酬型 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション A号
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 380名 子会社の取締役 および従業員 46名	当社取締役 5名	当社取締役 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 77,700株	普通株式 11,200株	普通株式 35,400株
付与日	平成21年11月13日	平成22年8月5日	平成22年11月11日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。	新株予約権の割当を受けた取締役は、退職慰労金に代えて、当社の取締役を退任（再任された場合は含まない。）した後に限り、行使できる。ただし、平成41年7月31日より前に割当を受けた取締役が当社の取締役の地位を退任しなかった場合、その取締役は同日以降行使期間満了までの間、新株予約権を行使することができる。（退職慰労金制度は平成16年に廃止。）	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成21年11月13日から平成23年11月13日まで	対象勤務期間の定めはありません。	平成22年11月11日から平成24年11月11日まで
権利行使期間	平成23年11月14日から平成29年11月13日まで	平成22年8月6日から平成42年8月5日まで	平成24年11月12日から平成30年11月11日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成22年 ストック・オプション B号	平成23年 株式報酬型 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション A号
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 412名 子会社の取締役 および従業員 50名	当社取締役 5名 当社執行役員 5名	当社取締役 4名 当社執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 87,800株	普通株式 19,600株	普通株式 69,800株
付与日	平成22年11月11日	平成23年8月10日	平成23年11月11日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。	新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、当社の取締役または執行役員を退任（取締役または執行役員が再任された場合、執行役員を退任して取締役に就任した場合、取締役に退任して執行役員に就任した場合のいずれも含まない。）した後に限り、行使できる。ただし、平成22年7月31日より前に割当を受けた取締役または執行役員が当社の取締役または執行役員の地位を退任しなかった場合、その取締役または執行役員は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。（退職慰労金制度は平成16年に廃止。）	新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）または当社子会社の取締役もしくは従業員（顧問、相談役を含む。）の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。
対象勤務期間	平成22年11月11日から 平成24年11月11日まで	対象勤務期間の定めはありません。	平成23年11月11日から 平成25年11月11日まで
権利行使期間	平成24年11月12日から 平成30年11月11日まで	平成23年8月11日から 平成43年8月10日まで	平成25年11月12日から 平成31年11月11日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

	平成23年 ストック・オプション B号	平成24年 株式報酬型 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション A号
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 426名 子会社の取締役 および従業員 51名	当社取締役 4名 当社執行役員 4名	当社取締役 4名 当社執行役員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 81,200株	普通株式 20,600株	普通株式 68,000株
付与日	平成23年11月11日	平成24年8月10日	平成24年11月9日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。	新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、当社の取締役または執行役員を退任(取締役または執行役員が再任された場合、執行役員を退任して取締役に就任した場合、取締役に退任して執行役員に就任した場合のいずれも含まない。)した後に限り、行使できる。ただし、平成43年7月31日より前に割当を受けた取締役または執行役員が当社の取締役または執行役員の地位を退任しなかった場合、その取締役または執行役員は同日以降行使期間満了日までの間、新株予約権を行使することができる。(退職慰労金制度は平成16年に廃止。)	新株予約権の割当を受けた取締役または執行役員は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役、執行役員もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)または当社子会社の取締役もしくは従業員(顧問、相談役を含む。)の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があるものと認める場合はこの限りでない。
対象勤務期間	平成23年11月11日から 平成25年11月11日まで	対象勤務期間の定めはありません。	平成24年11月9日から 平成26年11月9日まで
権利行使期間	平成25年11月12日から 平成31年11月11日まで	平成24年8月11日から 平成44年8月10日まで	平成26年11月10日から 平成32年11月9日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成25年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成16年 株式報酬型 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 株式報酬型 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	10,700	43,400	11,100
権利確定	-	-	-
権利行使	900	-	-
失効	-	43,400	-
未行使残	9,800	-	11,100

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 株式報酬型 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション A号
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	96,100	8,000	22,800
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	1,600	-	-
未行使残	94,500	8,000	22,800

	平成18年 ストック・オプション B号	平成19年 株式報酬型 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション A号
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	58,800	8,100	30,800
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	1,700	-	-
未行使残	57,100	8,100	30,800

	平成19年 ストック・オプション B号	平成20年 株式報酬型 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション A号
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	68,400	12,700	18,500
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	2,100	-	-
未行使残	66,300	12,700	18,500

	平成20年 ストック・オプション B号	平成21年 株式報酬型 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション A号
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	59,000	15,600	29,900
権利確定	-	-	-
権利行使	7,500	-	-
失効	1,200	-	-
未行使残	50,300	15,600	29,900

	平成21年 ストック・オプション B号	平成22年 株式報酬型 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション A号
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	35,400
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	35,400
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	71,000	11,200	-
権利確定	-	-	35,400
権利行使	-	-	-
失効	2,500	-	-
未行使残	68,500	11,200	35,400

	平成22年 ストック・オプション B号	平成23年 株式報酬型 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション A号
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	80,900	-	69,800
付与	-	-	-
失効	1,600	-	4,200
権利確定	79,300	-	-
未確定残	-	-	65,600
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	19,600	-
権利確定	79,300	-	-
権利行使	-	1,200	-
失効	600	-	-
未行使残	78,700	18,400	-

	平成23年 ストック・オプション B号	平成24年 株式報酬型 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション A号
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	74,400	-	-
付与	-	20,600	68,000
失効	1,400	-	-
権利確定	-	20,600	-
未確定残	73,000	-	68,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	20,600	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	20,600	-

② 単価情報

	平成16年 株式報酬型 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 株式報酬型 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	4,730	1
行使時平均株価 (円)	4,585	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 株式報酬型 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション A号
権利行使価格 (円)	5,162	1	7,616
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	5,931	1,926

	平成18年 ストック・オプション B号	平成19年 株式報酬型 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション A号
権利行使価格 (円)	7,616	1	7,327
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,926	6,489	1,485

	平成19年 ストック・オプション B号	平成20年 株式報酬型 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション A号
権利行使価格 (円)	7,327	1	2,583
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,485	3,780	601

	平成20年 ストック・オプション B号	平成21年 株式報酬型 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション A号
権利行使価格 (円)	2,583	1	5,853
行使時平均株価 (円)	4,422	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	601	4,358	1,589

	平成21年 ストック・オプション B号	平成22年 株式報酬型 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション A号
権利行使価格 (円)	5,853	1	5,220
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,589	4,693	1,865

	平成22年 ストック・オプション B号	平成23年 株式報酬型 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション A号
権利行使価格 (円)	5,220	1	4,213
行使時平均株価 (円)	-	4,489	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,865	3,585	1,245

	平成23年 ストック・オプション B号	平成24年 株式報酬型 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション A号
権利行使価格 (円)	4,213	1	4,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,245	3,643	1,395

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成24年株式報酬型ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成24年 株式報酬型 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1.	40.32%
予想残存期間 (注) 2.	10年
予想配当 (注) 3.	配当利回り 0.88%
無リスク利子率 (注) 4.	0.827%

- (注) 1. 過去10年（平成14年8月11日～平成24年8月10日）の株価実績に基づき算定しております。
2. 待機期間（退任時点までの期間）を合理的に見積もることが困難なため、ストック・オプション付与時点から、権利行使期間の中間点までの期間を採用しております。
3. 過去10年（平成14年8月11日～平成24年8月10日）の株価実績に基づき算定しております。
4. 平成24年8月10日時点で残存年数が10年相当の国債の利回りであります。

当連結会計年度において付与された平成24年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成24年 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1.	44.56%
予想残存期間 (注) 2.	5年
予想配当 (注) 3.	配当利回り 1.09%
無リスク利子率 (注) 4.	0.211%

- (注) 1. 過去5年（平成19年11月10日～平成24年11月9日）の株価実績に基づき算定しております。
2. 待機期間2年、満期8年のストック・オプションを想定し、ストック・オプション付与時点から、権利行使期間の中間点までの期間を採用しております。
3. 過去5年（平成19年11月10日～平成24年11月9日）の株価実績に基づき算定しております。
4. 平成24年11月9日時点で残存年数が5年相当の国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	562百万円	644百万円
賞与引当金	684	701
減価償却超過額	148	189
たな卸資産評価損	233	277
減損損失	390	628
長期末払金	151	148
未払事業税	—	186
新株予約権	178	238
たな卸資産未実現利益	399	484
その他	935	1,171
繰延税金資産小計	3,683	4,671
評価性引当額	△1,120	△1,359
繰延税金資産合計	2,563	3,312
繰延税金負債		
在外子会社の留保利益に係る税効果	△769	△896
その他	△129	△226
繰延税金負債合計	△898	△1,123
繰延税金資産（負債）の純額	1,664	2,189

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	1,431百万円	1,927百万円
固定資産－繰延税金資産	321	408
流動負債－その他	△35	△88
固定負債－その他	△52	△58

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.7%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5	2.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.9	△5.9
試験研究費等の税額控除	△4.7	△4.7
在外子会社との税率差異	△5.9	△5.4
在外子会社の留保利益に係る税効果	2.2	1.2
連結内受取配当金消去	10.3	6.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.7	—
その他	△0.4	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.4	31.0

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、製品を主とした販売市場の類似性を基準としたセグメント単位で、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、当社グループは、「精密加工システム事業」、「産業用研削製品事業」及び「精密加工部品事業」の3つを報告セグメントとしております。

「精密加工システム事業」は、主に国内外の半導体や電子部品メーカーなどの製造業向けに精密加工装置及び精密加工ツールの製造・販売を行っております。「産業用研削製品事業」は、自動車及び電子部品向けなどの一般砥石、土木・建築業界及び各種製造業向けの産業用ダイヤモンド工具の製造・販売を行っております。「精密加工部品事業」は、電子・光学・医療分野向けに金属・ガラス・シリコン等の精密加工部品の製造・販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益の数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は、主に市場価格や製造原価に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結損益 及び包括利益 計算書計上額 (注) 2
	精密加工 システム事業	産業用研削 製品事業	精密加工 部品事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	85,672	1,676	1,893	89,241	-	89,241
セグメント間の内部売上高 又は振替高	9	83	288	381	△381	-
計	85,681	1,759	2,181	89,622	△381	89,241
セグメント利益又は損失(△)	14,237	192	△320	14,110	△3,448	10,661
セグメント資産	106,051	1,958	3,784	111,793	23,995	135,789
その他の項目						
減価償却費	4,842	55	199	5,097	847	5,944
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	7,688	29	523	8,241	207	8,448

(注) 1. (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△3,448百万円には、セグメント間取引消去23百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△3,472百万円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額23,995百万円には、セグメント間取引消去△39百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産24,035百万円が含まれております。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結損益 及び包括利益 計算書計上額 (注) 2
	精密加工 システム事業	産業用研削 製品事業	精密加工 部品事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	89,248	1,692	2,767	93,707	-	93,707
セグメント間の内部売上高 又は振替高	7	103	124	235	△235	-
計	89,255	1,795	2,891	93,943	△235	93,707
セグメント利益又は損失(△)	15,943	213	△205	15,951	△4,349	11,601
セグメント資産	106,198	1,778	4,593	112,569	43,097	155,667
その他の項目						
減価償却費	4,878	41	280	5,199	739	5,939
減損損失	598	-	-	598	-	598
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	5,211	8	350	5,570	187	5,757

(注) 1. (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△4,349百万円には、セグメント間取引消去21百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△4,371百万円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額43,097百万円には、セグメント間取引消去△20百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産43,117百万円が含まれております。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益及び包括利益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	アジア	ヨーロッパ	合計
27,218	4,820	48,721	8,481	89,241

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	アジア	ヨーロッパ	計	消去又は 全社	合計
47,019	246	2,149	447	49,863	5,326	55,189

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益及び包括利益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	アジア	ヨーロッパ	合計
22,370	5,775	57,018	8,543	93,707

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	アジア	ヨーロッパ	計	消去又は 全社	合計
45,686	301	3,329	879	50,198	5,317	55,515

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益及び包括利益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	精密加工 システム事業	産業用研削 製品事業	精密加工 部品事業	計	調整額	合計
減損損失	598	-	-	598	-	598

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
平成22年4月1日前行われた事業譲受により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおり
であります。
前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	精密加工 システム事業	産業用研削 製品事業	精密加工 部品事業	計	調整額	合計
当期償却額	29	-	-	29	-	29
当期末残高	-	-	-	-	-	-

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	関家 圭三	—	—	当社取締役	(被所有) 直接 2.34	債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証 (注2)	399	—	—
						担保提供	銀行借入に 対する担保 提供 (注3)	371	—	—

(注) 1. 上記、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループの銀行借入に対して、当社取締役 関家圭三より債務保証を受けております。

3. 当社グループの銀行借入に対して、当社取締役 関家圭三より担保の提供を受けております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	3,004.10円	3,221.91円
1株当たり当期純利益金額	213.56円	221.75円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	202.99円	210.85円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであり

ます。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(百万円)	7,195	7,473
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	7,195	7,473
期中平均株式数(千株)	33,692	33,701
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	1,754	1,740
(うち転換社債(千株))	(1,636)	(1,593)
(うち新株予約権(千株))	(118)	(147)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	平成16年6月24日定時株主総会決 議及び平成16年10月21日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 170個) 平成16年6月24日定時株主総会決 議及び平成16年10月21日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 264個) 平成17年6月24日定時株主総会決 議及び平成17年10月26日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 430個) 平成17年6月24日定時株主総会決 議及び平成17年10月26日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 531個) 平成18年6月23日定時株主総会決 議及び平成18年10月25日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 228個) 平成18年6月23日定時株主総会決 議及び平成18年10月25日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 588個) 平成19年10月25日取締役会決議に よる新株予約権 (新株予約権の個数 308個) 平成19年6月22日定時株主総会決 議及び平成19年10月25日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 684個) 平成21年10月29日取締役会決議に よる新株予約権 (新株予約権の個数 299個) 平成21年6月23日定時株主総会決 議及び平成21年10月29日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 710個) 平成22年10月27日取締役会決議に よる新株予約権 (新株予約権の個数 354個) 平成22年6月25日定時株主総会決 議及び平成22年10月27日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 809個) 平成23年10月27日取締役会決議に よる新株予約権 (新株予約権の個数 698個) 平成23年6月24日定時株主総会決 議及び平成23年10月27日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 744個) なお、概要は「第4提出会社の状 況、1株式等の状況、(2)新株予 約権等の状況」に記載のとおりで あります。	平成17年6月24日定時株主総会決 議及び平成17年10月26日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 430個) 平成17年6月24日定時株主総会決 議及び平成17年10月26日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 515個) 平成18年6月23日定時株主総会決 議及び平成18年10月25日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 228個) 平成18年6月23日定時株主総会決 議及び平成18年10月25日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 571個) 平成19年10月25日取締役会決議に よる新株予約権 (新株予約権の個数 308個) 平成19年6月22日定時株主総会決 議及び平成19年10月25日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 663個) 平成21年10月29日取締役会決議に よる新株予約権 (新株予約権の個数 299個) 平成21年6月23日定時株主総会決 議及び平成21年10月29日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 685個) 平成22年10月27日取締役会決議に よる新株予約権 (新株予約権の個数 354個) 平成22年6月25日定時株主総会決 議及び平成22年10月27日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 787個) なお、概要は「第4提出会社の状 況、1株式等の状況、(2)新株予 約権等の状況」に記載のとおりで あります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株) ディスコ	2014年満期ユーロ円建 転換社債型新株予約権 付社債 (注) 1, 2	平成21年12月16日	10,000	9,085	-	なし	平成26年12月16日
合計	—	—	10,000	9,085	—	—	—

(注) 1. 新株予約権付社債は、平成24年12月17日に一部繰上償還しております。

2. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額 (円)	無償
株式の発行価格 (円)	6,111
発行価額の総額 (百万円)	10,000
新株予約権の行使により発行した株式 の発行価額の総額 (百万円)	—
新株予約権の付与割合 (%)	100
新株予約権の行使期間	自 平成22年1月4日 至 平成26年12月2日

(注) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の
全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとし
ます。

また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	9,085	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	183	250	1.0	-
1年以内に返済予定の長期借入金	249	675	0.4	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	287	9,674	0.3	平成26年～29年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	720	10,599	-	-

（注）1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	865	608	600	7,600

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

（2）【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

（累計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高（百万円）	24,152	51,368	71,618	93,707
税金等調整前四半期（当期） 純利益金額（百万円）	3,013	7,753	9,529	10,825
四半期（当期）純利益金額 （百万円）	1,972	5,358	6,428	7,473
1株当たり四半期（当期） 純利益金額（円）	58.54	159.01	190.76	221.75

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 （円）	58.54	100.47	31.75	30.99

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 ①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,753	26,495
受取手形	※2 330	※2 118
売掛金	※1 21,688	※1 20,231
商品及び製品	4,668	4,915
仕掛品	8,131	8,874
原材料及び貯蔵品	9,758	11,045
前払費用	109	119
繰延税金資産	1,034	1,328
短期貸付金	※1 190	※1 359
未収消費税等	1,261	1,539
その他	1,918	1,112
貸倒引当金	△2	△2
流動資産合計	59,841	76,139
固定資産		
有形固定資産		
建物	39,382	39,580
減価償却累計額	△11,110	△13,495
建物（純額）	28,272	26,084
構築物	1,010	1,078
減価償却累計額	△584	△657
構築物（純額）	425	420
機械及び装置	24,076	26,948
減価償却累計額	△17,639	△19,779
機械及び装置（純額）	6,436	7,169
船舶	9	9
減価償却累計額	△1	△4
船舶（純額）	7	4
車両運搬具	241	250
減価償却累計額	△193	△203
車両運搬具（純額）	48	46
工具、器具及び備品	4,040	4,162
減価償却累計額	△3,428	△3,676
工具、器具及び備品（純額）	612	486
土地	12,377	12,390
建設仮勘定	2,274	2,284
有形固定資産合計	50,456	48,888
無形固定資産		
特許権	112	346
ソフトウェア	200	192
その他	103	179
無形固定資産合計	415	718

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	327	588
関係会社株式	5,929	5,992
出資金	1	1
関係会社出資金	1,271	1,271
長期貸付金	389	134
関係会社長期貸付金	235	950
長期前払費用	173	130
繰延税金資産	739	1,079
長期預金	5,200	5,200
その他	411	263
貸倒引当金	△157	△23
投資その他の資産合計	14,521	15,587
固定資産合計	65,393	65,194
繰延資産		
社債発行費	13	8
繰延資産合計	13	8
資産合計	125,248	141,342
負債の部		
流動負債		
支払手形	※2 4,093	※2 477
電子記録債務	—	※2 8,191
買掛金	5,751	2,761
1年内返済予定の長期借入金	200	600
未払金	4,761	3,349
未払費用	717	698
未払法人税等	3	1,779
前受金	61	298
預り金	295	229
賞与引当金	1,598	1,654
役員賞与引当金	150	146
製品保証引当金	133	151
建物解体費用引当金	—	98
資産除去債務	—	6
その他	※2 261	※2 382
流動負債合計	18,026	20,824
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	10,000	9,085
長期借入金	—	※3 9,400
退職給付引当金	1,310	1,607
資産除去債務	36	5
その他	463	463
固定負債合計	11,810	20,561
負債合計	29,836	41,386

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,517	14,517
資本剰余金		
資本準備金	15,599	15,599
その他資本剰余金	52	55
資本剰余金合計	15,651	15,654
利益剰余金		
利益準備金	594	594
その他利益剰余金		
買換資産圧縮積立金	4	4
国庫補助金等圧縮積立金	2	2
別途積立金	16,970	16,970
繰越利益剰余金	47,507	51,774
利益剰余金合計	65,079	69,346
自己株式	△823	△798
株主資本合計	94,425	98,718
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5	12
評価・換算差額等合計	5	12
新株予約権	980	1,223
純資産合計	95,411	99,955
負債純資産合計	125,248	141,342

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高		
製品売上高	※2 63,103	※2 65,149
商品売上高	12,171	13,350
売上高合計	75,274	78,499
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	3,947	4,668
当期製品製造原価	※6 36,062	※6 37,252
当期商品仕入高	194	23
他勘定受入高	※3 8,109	※3 8,364
吸収分割による受入高	—	52
合計	48,313	50,361
他勘定振替高	※4 1,628	※4 2,285
商品及び製品期末たな卸高	※1 4,668	※1 4,915
売上原価合計	42,017	43,160
売上総利益	33,257	35,339
販売費及び一般管理費	※5, ※6 26,388	※5, ※6 28,113
営業利益	6,869	7,225
営業外収益		
受取利息	35	32
受取配当金	※2 2,830	※2 1,761
助成金収入	65	169
その他	239	245
営業外収益合計	3,171	2,209
営業外費用		
支払利息	22	40
為替差損	124	25
減価償却費	94	72
その他	46	37
営業外費用合計	287	176
経常利益	9,753	9,258
特別利益		
固定資産売却益	※7 15	※7 1
投資有価証券売却益	—	146
抱合せ株式消滅差益	—	23
新株予約権戻入益	5	12
特別利益合計	21	182

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
特別損失		
固定資産除売却損	※8, ※9 27	※8, ※9 100
減損損失	—	※10 598
投資有価証券評価損	13	49
特別退職金	49	35
工場移転費用	68	—
建物解体費用引当金繰入額	—	98
特別損失合計	159	882
税引前当期純利益	9,614	8,558
法人税、住民税及び事業税	2,108	2,905
法人税等調整額	621	△602
法人税等合計	2,729	2,303
当期純利益	6,884	6,255

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I. 材料費	※ 1	21,882	49.6	23,467	50.6
II. 労務費		10,573	23.9	11,167	24.1
III. 経費		11,715	26.5	11,721	25.3
当期総製造費用		44,171	100.0	46,356	100.0
期首仕掛品たな卸高	※ 2	8,249		8,131	
他勘定受入高		475		619	
吸収分割による受入高		-		31	
合計		52,897		55,138	
期末仕掛品たな卸高		8,131		8,874	
他勘定振替高		8,704		9,011	
当期製品製造原価		36,062		37,252	

原価計算の方法

精密加工装置については実際個別原価計算、精密加工ツールについては組別実際総合原価計算を採用しております。

(注) ※ 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
外注加工費 (百万円)	6,172	6,341
減価償却費 (百万円)	1,946	1,998
消耗品費 (百万円)	1,569	1,497

※ 2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
商品振替高 (百万円)	3,100	3,016
固定資産振替高 (百万円)	331	413
経費振替高 (百万円)	5,271	5,581

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	14,517	14,517
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	14,517	14,517
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	15,599	15,599
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	15,599	15,599
その他資本剰余金		
当期首残高	45	52
当期変動額		
自己株式の処分	6	2
当期変動額合計	6	2
当期末残高	52	55
資本剰余金合計		
当期首残高	15,644	15,651
当期変動額		
自己株式の処分	6	2
当期変動額合計	6	2
当期末残高	15,651	15,654
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	594	594
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	594	594
その他利益剰余金		
買換資産圧縮積立金		
当期首残高	4	4
当期変動額		
買換資産圧縮積立金の積立	0	—
買換資産圧縮積立金の取崩	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0
当期末残高	4	4
国庫補助金等圧縮積立金		
当期首残高	2	2

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
当期変動額		
国庫補助金等圧縮積立金の積立	0	—
国庫補助金等圧縮積立金の取崩	△0	△0
当期変動額合計	0	△0
当期末残高	2	2
別途積立金		
当期首残高	16,970	16,970
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	16,970	16,970
繰越利益剰余金		
当期首残高	42,946	47,507
当期変動額		
買換資産圧縮積立金の積立	△0	—
国庫補助金等圧縮積立金の積立	△0	—
買換資産圧縮積立金の取崩	0	0
国庫補助金等圧縮積立金の取崩	0	0
剰余金の配当	△2,324	△1,988
当期純利益	6,884	6,255
当期変動額合計	4,560	4,267
当期末残高	47,507	51,774
利益剰余金合計		
当期首残高	60,518	65,079
当期変動額		
買換資産圧縮積立金の積立	—	—
国庫補助金等圧縮積立金の積立	—	—
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—
国庫補助金等圧縮積立金の取崩	—	—
剰余金の配当	△2,324	△1,988
当期純利益	6,884	6,255
当期変動額合計	4,560	4,266
当期末残高	65,079	69,346
自己株式		
当期首残高	△862	△823
当期変動額		
自己株式の取得	△0	△1
自己株式の処分	39	25
当期変動額合計	39	24
当期末残高	△823	△798

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	89,818	94,425
当期変動額		
買換資産圧縮積立金の積立	—	—
国庫補助金等圧縮積立金の積立	—	—
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—
国庫補助金等圧縮積立金の取崩	—	—
剰余金の配当	△2,324	△1,988
当期純利益	6,884	6,255
自己株式の取得	△0	△1
自己株式の処分	46	28
当期変動額合計	4,606	4,293
当期末残高	94,425	98,718
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	6	5
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	6
当期変動額合計	△0	6
当期末残高	5	12
新株予約権		
当期首残高	767	980
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	213	242
当期変動額合計	213	242
当期末残高	980	1,223
純資産合計		
当期首残高	90,592	95,411
当期変動額		
買換資産圧縮積立金の積立	—	—
国庫補助金等圧縮積立金の積立	—	—
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—
国庫補助金等圧縮積立金の取崩	—	—
剰余金の配当	△2,324	△1,988
当期純利益	6,884	6,255
自己株式の取得	△0	△1
自己株式の処分	46	28
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	212	249
当期変動額合計	4,819	4,543
当期末残高	95,411	99,955

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(1) 商品・原材料

総平均法を採用しております。

(2) 製品・仕掛品

精密加工装置については個別法を、精密加工ツールについては総平均法を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～47年 機械及び装置 2～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり利息法によって償却しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品保証期間中の製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績等を基礎として計上しております。

(5) 建物解体費用引当金

建物の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる解体費用を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、振当処理を行い、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…通貨スワップ及び金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建借入金及び借入金利息

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規である「リスク管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、振当処理の要件を充たしているため、また、金利スワップについては、特例処理の要件を充たしているため、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「流動負債」の「設備関係支払手形」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「設備関係支払手形」に表示していた111百万円は、「その他」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
流動資産		
売掛金	5,001百万円	5,911百万円
短期貸付金	190	100

※ 2. 期末日満期手形及び電子記録債務

期末日満期手形及び電子記録債務の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
受取手形	6百万円	4百万円
支払手形	891	128
電子記録債務	—	1,936
設備関係支払手形(流動負債「その他」)	9	5
営業外電子記録債務(流動負債「その他」)	—	24

※ 3. シンジケートローン方式によるターム・ローン契約

当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン方式によるターム・ローン契約には、下記財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- ① 各事業年度末日において、単体の貸借対照表純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は平成24年3月期決算の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 各事業年度の決算期の末日における単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。

借入実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
長期借入金	—百万円	5,000百万円

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

(1) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
当座貸越限度額	11,000百万円	12,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	11,000	12,000

(2) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と平成22年3月31日において貸出コミットメント契約を締結しております。

貸出コミットメント契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸出コミットメントの総額	17,000百万円	17,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	17,000	17,000

なお、貸出コミットメント契約につきましては、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- ① 各事業年度末日において、単体の貸借対照表純資産の部の金額を、平成21年3月期決算の末日における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 株式会社日本格付研究所による当社の長期債務格付を、BBB-以上に維持すること。

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と平成24年9月4日において貸出コミットメント契約を締結しております。

貸出コミットメント契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸出コミットメントの総額	—百万円	18,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	—	18,000

なお、貸出コミットメント契約につきましては、主に以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済することがあります。

- ① 各事業年度末日において、単体の貸借対照表純資産の部の金額を、平成24年3月期決算の末日における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各事業年度の決算期の末日における単体の損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して損失を計上しないこと。

(損益計算書関係)

※ 1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
	20百万円	178百万円

※ 2. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
関係会社への売上高	22,425百万円	25,513百万円
関係会社からの受取配当金	2,824	1,756

※ 3. 他勘定受入高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
仕掛品より商品へ受入	3,093百万円	3,026百万円
材料より商品へ受入	5,016	5,338
計	8,109	8,364

※ 4. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
固定資産への振替高	1,152百万円	2,061百万円
経費振替他	475	223
計	1,628	2,285

※ 5. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度53%、当事業年度49%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度47%、当事業年度51%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
荷造運搬費	1,265百万円	1,386百万円
販売手数料	3,094	3,615
製品保証費	1,320	1,348
給料及び賞与	3,754	3,929
賞与引当金繰入額	997	1,050
役員賞与引当金繰入額	143	146
減価償却費	1,206	1,037
研究開発費	8,996	9,911
貸倒引当金繰入額	146	7

※ 6. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
8,996百万円	9,911百万円

※ 7. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	15百万円	-百万円
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	-	0
ソフトウェア	-	0
計	15	1

※ 8. 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
機械及び装置	2百万円	-百万円
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	0	-
土地	-	0
計	2	0

※ 9. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
建物	0百万円	34百万円
構築物	1	0
機械及び装置	21	63
車両運搬具	1	0
工具、器具及び備品	0	1
計	25	100

※10. 減損損失

当事業年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
広島県呉市	工場	建物及び構築物等

当社は、報告セグメントを基準としてグルーピングを行っており、遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の資産は新工場の建設に伴い取壊し予定であるため、当事業年度において、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（598百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物571百万円、構築物4百万円、機械及び装置21百万円、工具、器具及び備品1百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、転用可能な資産以外については売却可能性が見込めないため、取壊し時の価額を零としております。

前事業年度については、該当事項ありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式（注） 1, 2	321	0	14	306
合計	321	0	14	306

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少14千株は、新株予約権（ストック・オプション）の行使による減少14千株であります。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式（注） 1, 2	306	0	9	297
合計	306	0	9	297

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加0千株、吸収分割に関する反対株主からの買取請求による増加0千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少9千株は、新株予約権（ストック・オプション）の行使による減少9千株であります。

(リース取引関係)

1. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
(単位：百万円)

	前事業年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	1,299	747	552
構築物	35	20	14
機械及び装置	6	3	2
工具、器具及び備品	86	83	2
合計	1,427	854	572

(単位：百万円)

	当事業年度(平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	1,299	812	487
構築物	35	21	13
機械及び装置	6	3	2
工具、器具及び備品	6	4	2
合計	1,347	842	505

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	67	67
1年超	505	437
合計	572	505

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
支払リース料	75	67
減価償却費相当額	75	67

(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)
リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	74	74
1年超	556	482
合計	630	556

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式5,954百万円、関連会社株式38百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式5,891百万円、関連会社株式38百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	467百万円	572百万円
賞与引当金	607	628
未払事業税	—	182
投資有価証券評価損	132	62
たな卸資産評価損	201	270
減損損失	111	337
長期未払金	137	137
新株予約権	178	238
減価償却超過額	146	183
その他	414	374
繰延税金資産小計	2,396	2,988
評価性引当額	△615	△569
繰延税金資産合計	1,780	2,419
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△3	△7
その他	△4	△3
繰延税金負債合計	△7	△10
繰延税金資産の純額	1,773	2,408

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.7%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7	1.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△11.4	△7.4
試験研究費等の税額控除	△5.3	△5.9
その他	2.7	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.4	26.9

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	2,802.31円	2,929.13円
1株当たり当期純利益金額	204.35円	185.60円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	194.23円	176.49円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	6,884	6,255
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	6,884	6,255
期中平均株式数(千株)	33,692	33,701
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	1,754	1,740
(うち転換社債)	(1,636)	(1,593)
(うち新株予約権)	(118)	(147)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年10月21日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 170個) 平成16年6月24日定時株主総会決議及び平成16年10月21日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 264個) 平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 430個) 平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 531個) 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 228個) 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 588個)	平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 430個) 平成17年6月24日定時株主総会決議及び平成17年10月26日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 515個) 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 228個) 平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 571個) 平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 308個) 平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年10月25日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 663個)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	平成19年10月25日取締役会決議に よる新株予約権 (新株予約権の個数 308個) 平成19年6月22日定時株主総会決 議及び平成19年10月25日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 684個) 平成21年10月29日取締役会決議に よる新株予約権 (新株予約権の個数 299個) 平成21年6月23日定時株主総会決 議及び平成21年10月29日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 710個) 平成22年10月27日取締役会決議に よる新株予約権 (新株予約権の個数 354個) 平成22年6月25日定時株主総会決 議及び平成22年10月27日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 809個) 平成23年10月27日取締役会決議に よる新株予約権 (新株予約権の個数 698個) 平成23年6月24日定時株主総会決 議及び平成23年10月27日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 744個) なお、概要は「第4提出会社の状 況、1株式等の状況、(2)新株予 約権等の状況」に記載のとおりで あります。	平成21年10月29日取締役会決議に よる新株予約権 (新株予約権の個数 299個) 平成21年6月23日定時株主総会決 議及び平成21年10月29日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 685個) 平成22年10月27日取締役会決議に よる新株予約権 (新株予約権の個数 354個) 平成22年6月25日定時株主総会決 議及び平成22年10月27日取締役会 決議による新株予約権 (新株予約権の個数 787個) なお、概要は「第4提出会社の状 況、1株式等の状況、(2)新株予 約権等の状況」に記載のとおりで あります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額及び減損損失累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	39,382	270	72	39,580	13,495	2,424 (571)	26,084
構築物	1,010	68	0	1,078	657	73 (4)	420
機械及び装置	24,076	4,291	1,418	26,948	19,779	2,770 (21)	7,169
船舶	9	—	—	9	4	2	4
車両運搬具	241	26	17	250	203	27	46
工具、器具及び備品	4,040	229	107	4,162	3,676	345 (1)	486
土地	12,377	13	0	12,390	—	—	12,390
建設仮勘定	2,274	2,989	2,980	2,284	—	—	2,284
有形固定資産計	83,413	7,889	4,598	86,704	37,816	5,644 (598)	48,888
無形固定資産							
特許権	—	—	—	753	407	85	346
ソフトウェア	—	—	—	1,187	995	93	192
その他	—	—	—	208	28	16	179
無形固定資産計	—	—	—	2,150	1,431	195	718
長期前払費用	250	30	56	224	93	57	130
繰延資産							
社債発行費	44	—	20	23	15	4	8
繰延資産計	44	—	20	23	15	4	8

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

- (1) 機械及び装置 研究用資産取得 1,738百万円
生産設備取得 1,329百万円
(2) 建設仮勘定 研究用試作機 2,107百万円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

- (1) 機械及び装置 使用目的変更に伴う振替高 1,019百万円

3. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

4. 「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	159	25	141	18	25
賞与引当金	1,598	1,654	1,598	—	1,654
役員賞与引当金	150	146	150	—	146
製品保証引当金	133	151	133	—	151
建物解体費用引当金	—	98	—	—	98

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額（その他）の金額は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

1) 現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	45
銀行預金	
当座預金	15,906
普通預金	536
定期預金	10,000
別段預金	6
小計	26,450
合計	26,495

2) 受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
SHENYANG SILICON TECHNOLOGY CO., LTD.	17
NANTONG FUJITSU MICROELECTRONICS CO.LTD	16
パナソニック（株）	10
旭化成パワーデバイス（株）	9
千代田工販（株）	8
その他	56
合計	118

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額（百万円）
平成25年3月期日	4
4月	45
5月	17
6月	21
7月	11
8月	17
合計	118

3) 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
DISCO HI-TEC CHINA CO.	2,890
DISCO HI-TEC SINGAPORE PTE	1,259
SPIL DF PLANT	1,222
DISCO HI-TEC AMERICA	1,179
HANMI SEMICONDUCTOR CO.	769
その他	12,910
合計	20,231

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日) (A) + (D) 2 (B) 365
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	
21,688	79,317	80,773	20,231	79.97	96

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

4) 商品及び製品

区分	金額 (百万円)
商品	
精密加工装置部品	3,615
精密加工ツール	4
小計	3,619
製品	
精密加工装置	1,120
精密加工ツール	173
その他	2
小計	1,295
合計	4,915

5) 仕掛品

区分	金額 (百万円)
精密加工装置	8,278
精密加工ツール	567
その他	28
合計	8,874

6) 原材料及び貯蔵品

区分	金額（百万円）
原材料	
精密加工装置部品	9,800
精密加工ツール	
ダイヤモンドパウダー	579
砥粒	34
その他	410
小計	10,824
貯蔵品	
精密加工装置部品	27
精密加工ツール	175
その他	18
小計	221
合計	11,045

② 流動負債

1) 支払手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
三井物産プラスチック（株）	72
関東精機（株）	63
昭和電工（株）	45
DIC（株）	37
（株）コーユー技工	34
その他	225
合計	477

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額（百万円）
平成25年3月期日	128
4月	111
5月	85
6月	65
7月	87
合計	477

2) 電子記録債務

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
THK(株)	1,075
リンテック(株)	665
(株)ルネサス北日本セミコンダクタ	569
浜松ホトニクス(株)	562
京石産業(株)	517
その他	4,801
合計	8,191

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成25年3月期日	1,936
4月	1,621
5月	1,666
6月	1,475
7月	1,491
合計	8,191

3) 買掛金

相手先	金額(百万円)
ジェイディーエスユニフェーズ(株)	313
平田機工(株)	277
THK(株)	245
リンテック(株)	207
日新明弘テック(株)	77
その他	1,640
合計	2,761

(注) 買掛金の一部につき「一括ファクタリング」による期日振込みを利用しており、当該買掛金はファクタリング会社に譲渡しております。ただし、当表は、実質上の取引先である譲渡前の相手先を記載しております。

③ 固定負債

1) 転換社債型新株予約権付社債 9,085百万円

内訳は1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ⑤ 連結附属明細表 社債明細表に記載しております。

2) 長期借入金

相手先	金額 (百万円)
シンジケートローン	5,000
(株)もみじ銀行	2,400
(株)日本政策投資銀行	1,000
(株)三井住友銀行	1,000
合計	9,400

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするその他7行からの協調融資によるものであります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取り・買増し手数料	無料
買増し受付停止期間	当社基準日の10営業日前から基準日に至るまで
公告掲載方法	当社の公告は電子公告の方法により行います。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.disco.co.jp/jp/ir/announce/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第73期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月26日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成24年6月26日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第74期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月13日関東財務局長に提出
（第74期第2四半期）（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月13日関東財務局長に提出
（第74期第3四半期）（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月13日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
平成24年6月28日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書（第11回-A号新株予約権証券の発行）
平成24年10月25日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。
- (6) 臨時報告書（第11回-A号新株予約権証券の発行）の訂正報告書
平成24年11月9日関東財務局長に提出
平成24年10月25日提出の臨時報告書（第11回-A号新株予約権証券の発行）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月25日

株式会社ディスコ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 磯貝 和敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富永 淳浩 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディスコ及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ディスコの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ディスコが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月25日

株式会社ディスコ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 磯貝 和敏 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富永 淳浩 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディスコの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第74期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディスコの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。